

＜政策目標＞

自給率  
(Energy Security)

震災前(約20%)を  
更に上回る概ね25%程度  
(2014年:6%)

電力コスト  
(Economic Efficiency)

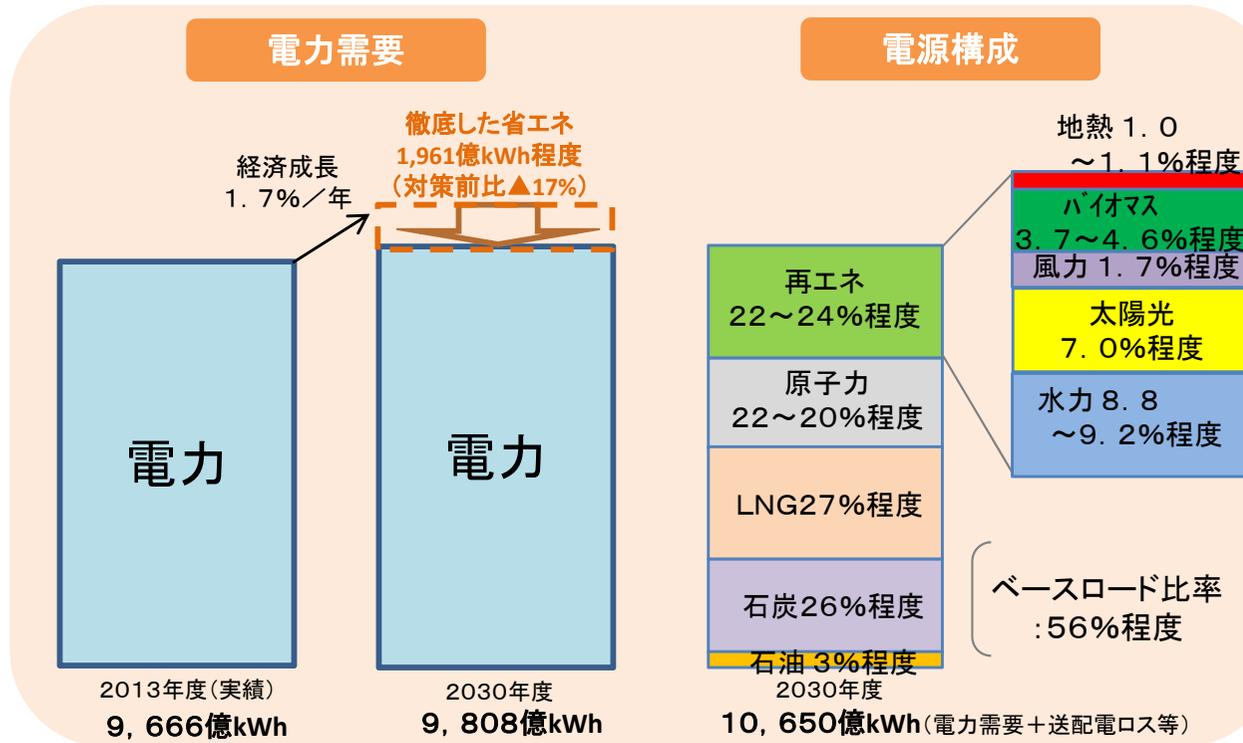
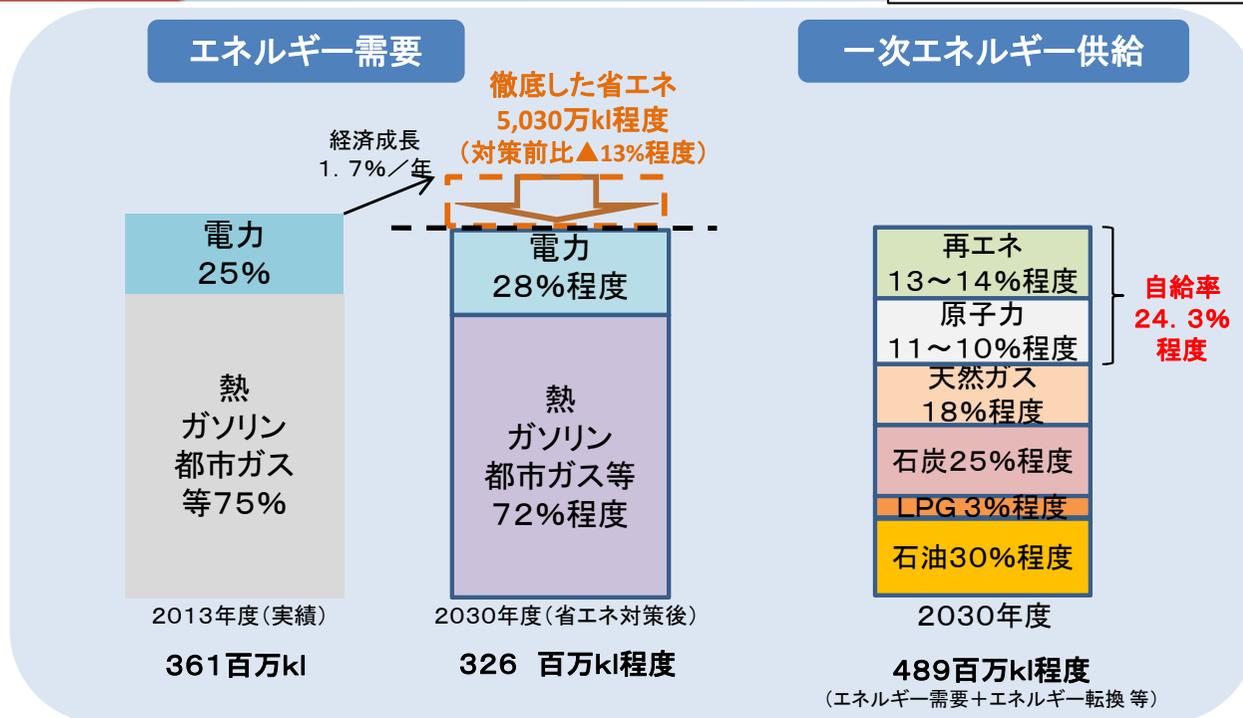
現状よりも引き下げる  
(2013年度比▲2~5%)

温室効果ガス  
排出量  
(Environment)

欧米に遜色ない  
温室効果ガス削減目標  
[⇒日本の約束草案は2013年度比▲26%]

安全性(Safety)

安全性が大前提



- 経済産業省は自主開発比率（2009年度から天然ガスも合算）※1 を2030年には40%以上※2とすることを目指している（2016年度の自主開発比率は27.4%）。

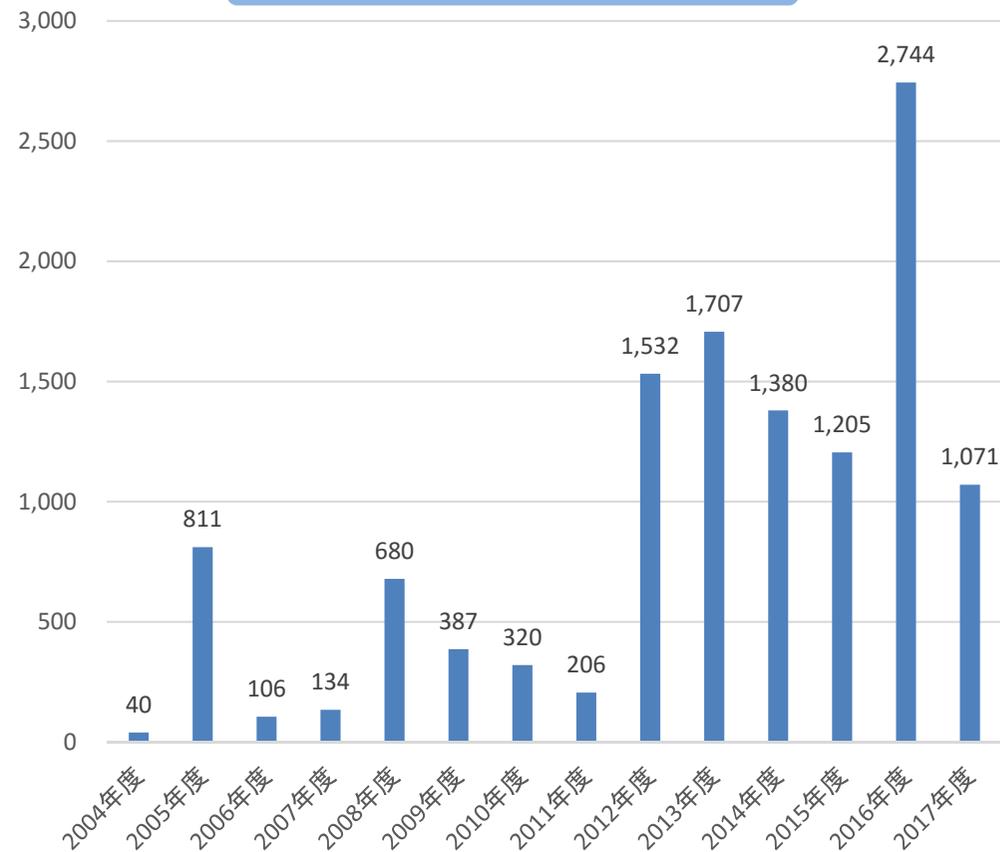
※1 自主開発比率 = (我が国企業の権益下にある石油・天然ガスの引取量 + 国産生産量) ÷ (石油・天然ガスの輸入量 + 国内生産量)

※2 2010年のエネルギー基本計画に明記。

- 2009年度以降を見ると、自主開発比率が増加しているが、総供給量（分母）がほぼ横ばいとなる中、自主開発量（分子）が増加している（+24%）。

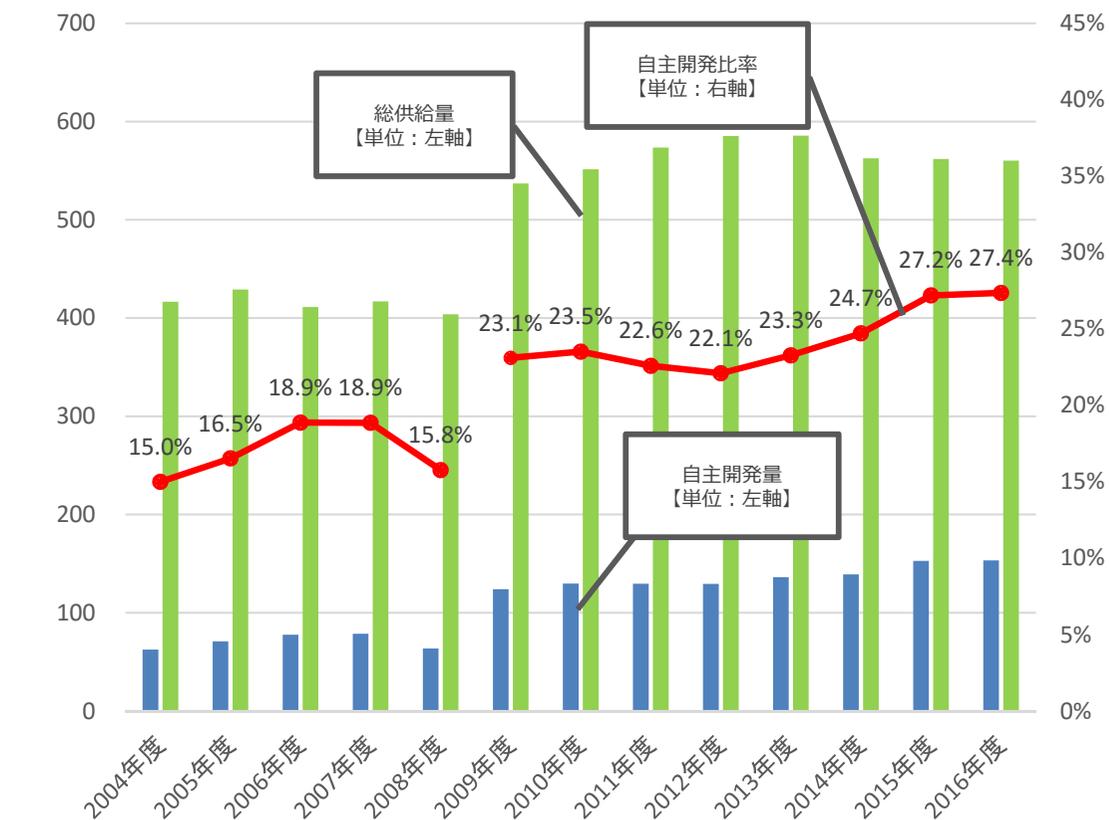
JOGMEC出資金予算額の推移

(単位：億円)



自主開発比率の推移

(単位：万バレル/日)

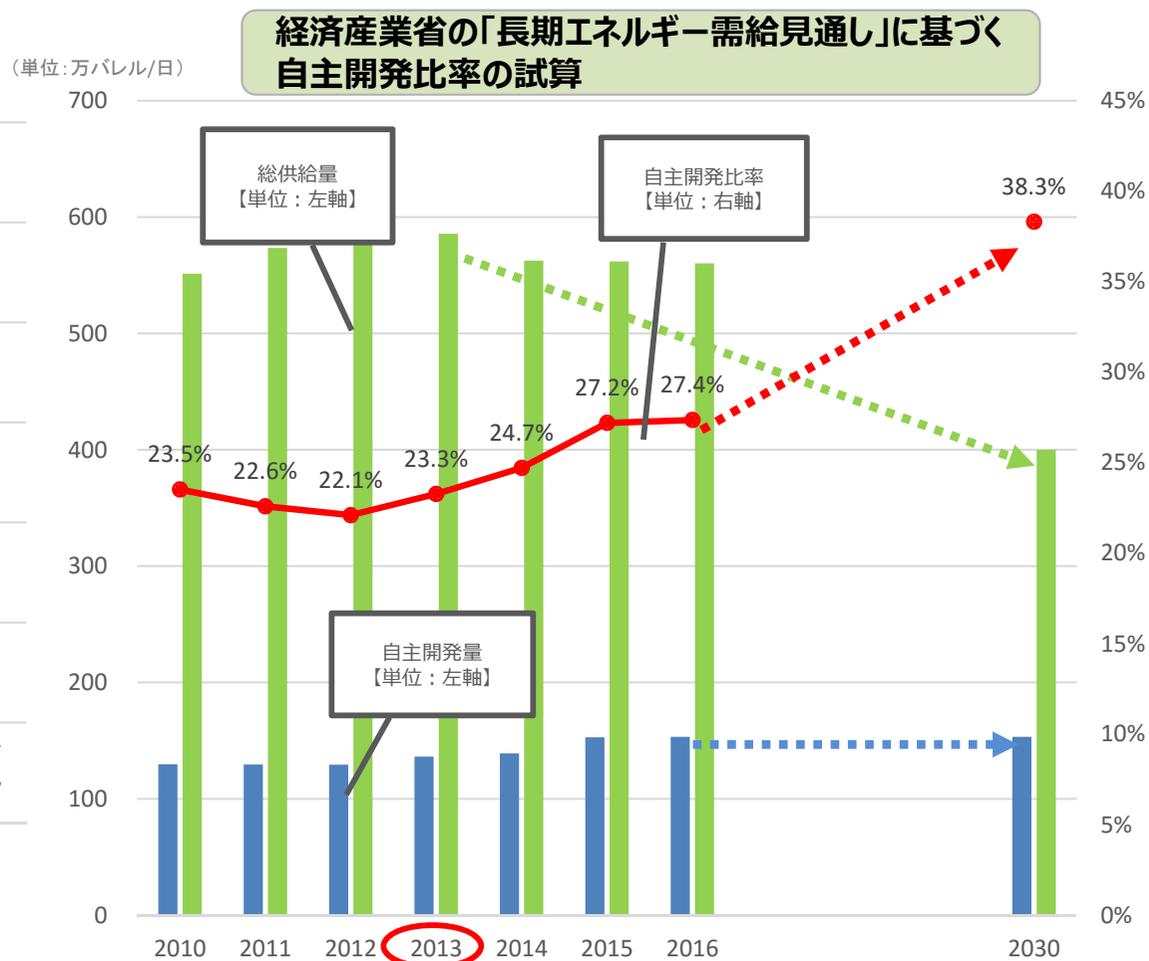
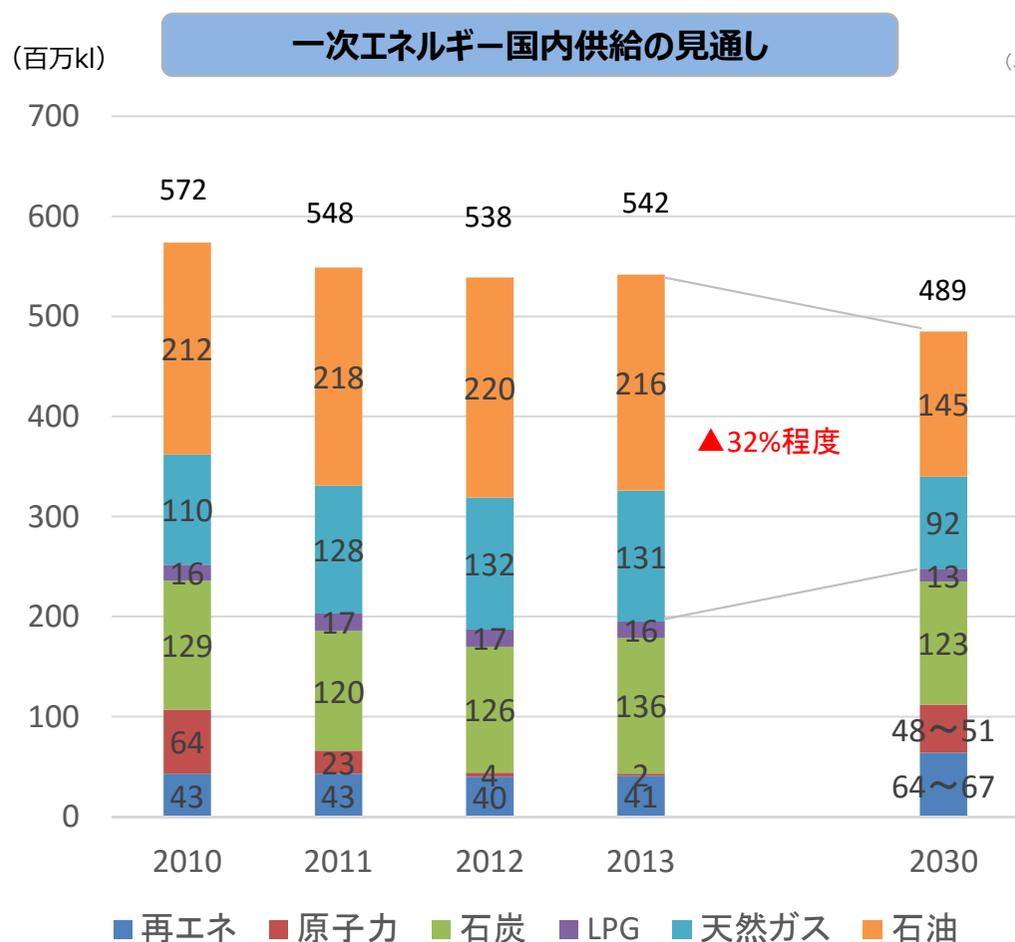


※ 出資金予算額は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定及び財政投融资特別会計投資勘定からの出資金の合計額（補正予算含む）。金属資源開発分、石炭資源開発分及び地熱資源開発分も含む。

※ 2016年度の出資金予算額は、JOGMEC法改正に伴う企業買収出資分1,500億円（財投特会）を含む。

# エネルギー需給見通しと自主開発比率の試算

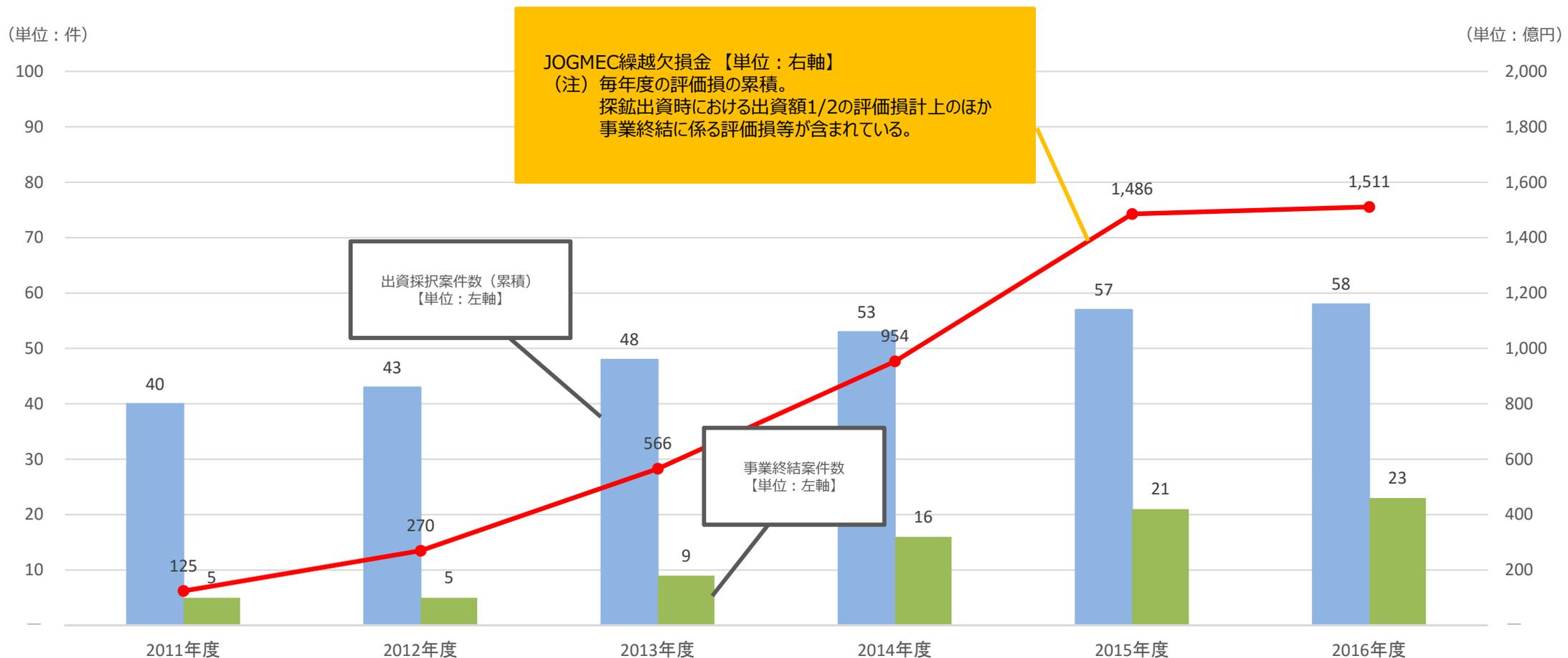
- エネルギーミックスを実現すれば、一次エネルギー国内供給に占める石油・天然ガスの供給量は、2030年には▲32%程度減少する見込み。
- その場合、自主開発量（自主開発比率の分子）を現状と同程度と仮定すると、自主開発比率はほぼ40%に到達すると試算される。



(出典) 「長期エネルギー需給見通し」(平成27年7月経済産業省)

# JOGMECの繰越欠損金の推移

- JOGMECにおいては2011年度に繰越欠損金が生じることとなり、それ以降拡大基調が継続。足下で約1,500億円の水準に到っている。探鉱案件のうち、損失確定した事業終結案件が増加しており、繰越欠損金の増加に寄与している。
- 探鉱・開発案件の適切な規模の検証など、JOGMECの収益改善に向けての検討が必要。

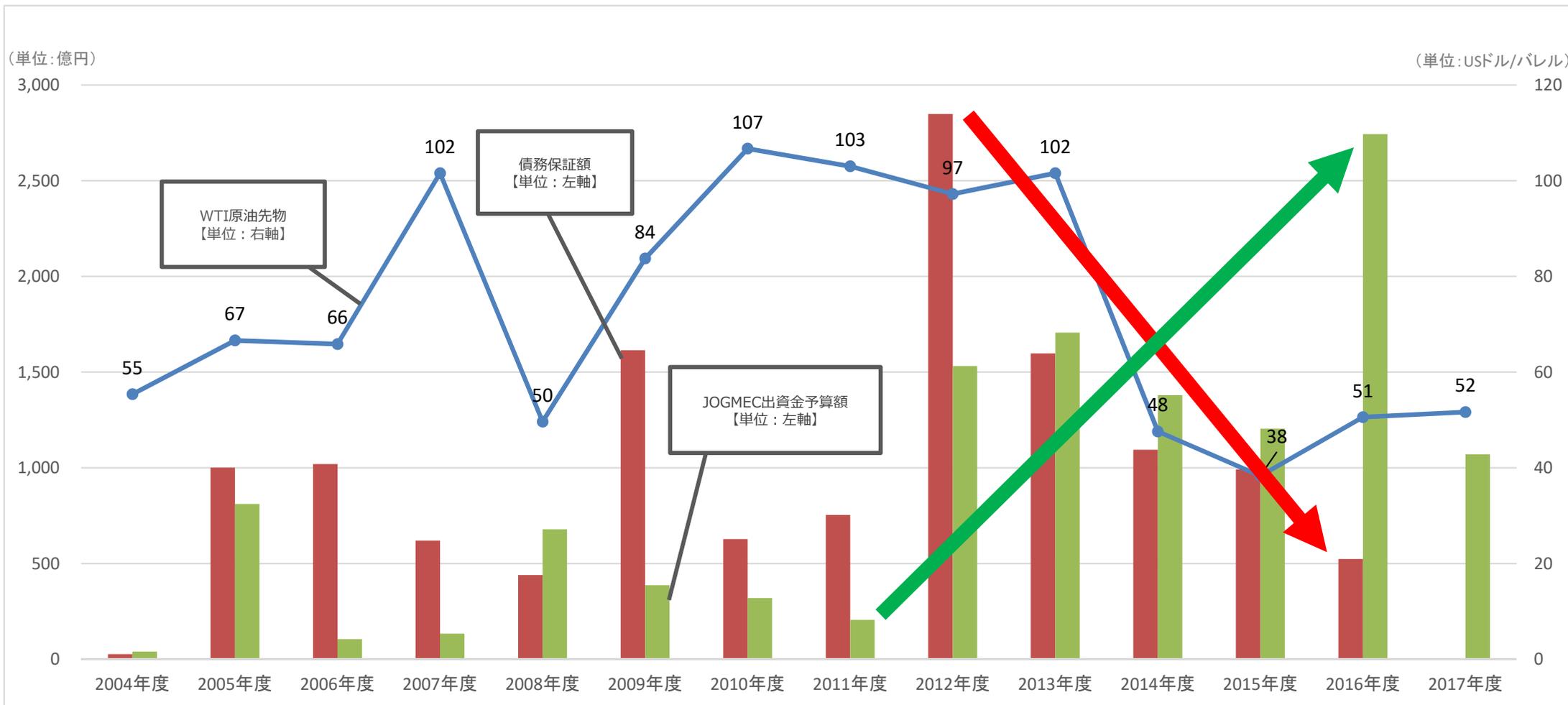


※ 出資採択案件数（累積）は、新規採択件数の累積であり、資産買収案件を含む。

※ 出資採択案件数（累積）、事業終結案件数及びJOGMEC繰越欠損金は、いずれも石油天然ガス等勘定及び投融資等・金属鉱産物備蓄勘定の合計。

# JOGMEC債務保証額及び出資金予算額の推移

- JOGMECが実施した民間企業向けの債務保証額は、原油価格の変動に概ね連動。他方、JOGMECに対する出資金予算額は拡大傾向。
- 「民間主導の原則」に基づき、自主開発量の確保を重視するあまりJOGMECが肥大化することのないよう、適切な支援対象・手法のあり方を検討すべき。



※ 出資金予算額は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定及び財政投融资特別会計投資勘定からの出資金の合計額（補正予算含む）。金属資源開発分、石炭資源開発分及び地熱資源開発分も含む。

※ WTI原油先物は、各年度末時点（2017年度は9月末時点）のWTI原油先物価格の終値。

※ 債務保証額は、各年度の債務保証実施額（フロー）。

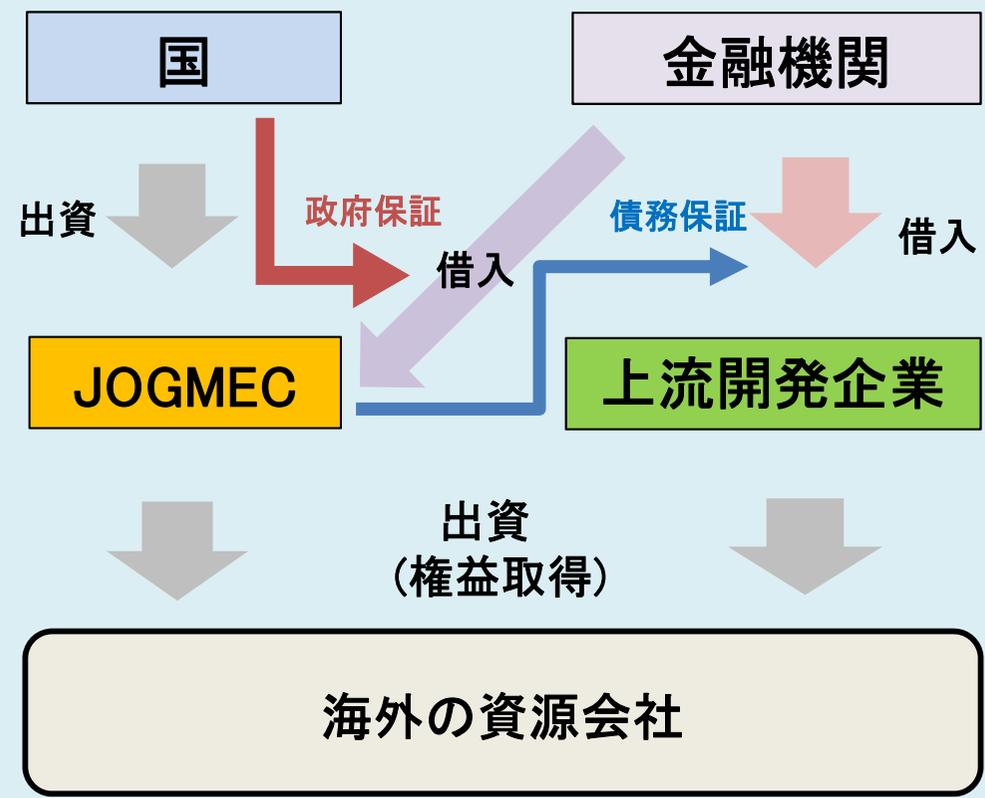
※ 2016年度の出資金予算額は、JOGMEC法改正に伴う企業買収出資分1,500億円（財投特会）を含む。

# JOGMEC法改正による支援メニューの拡充

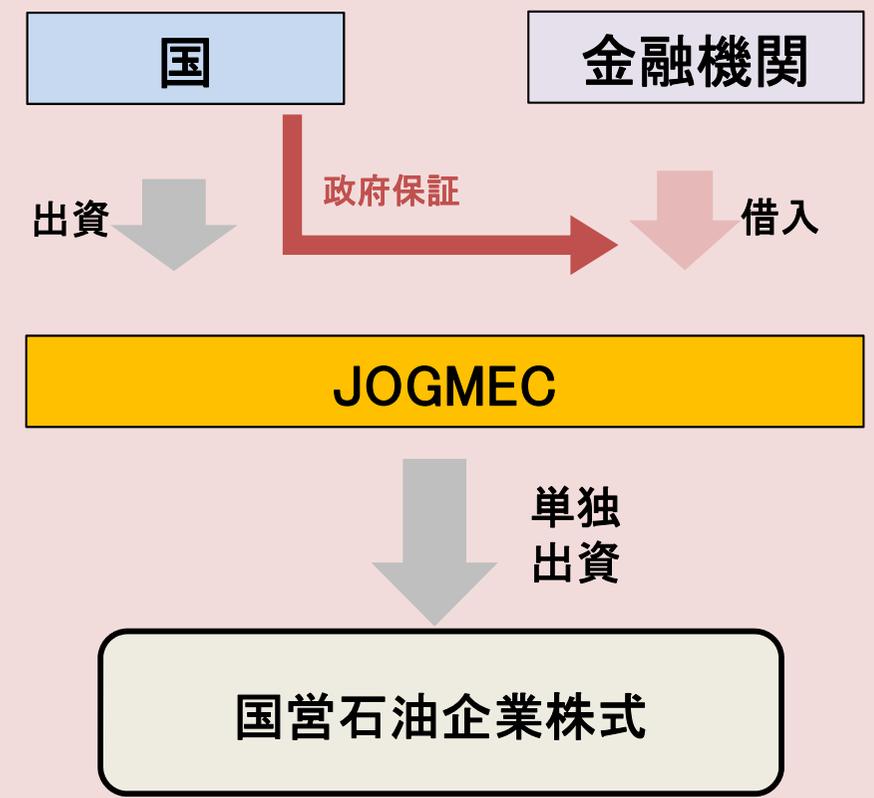
- 2016年のJOGMEC法改正により企業買収が可能となり、特に国営石油企業の買収ケースではJOGMECのみでの単独出資が可能となった。
- 特に単独出資業務に対応するため、JOGMECのリスク管理態勢の向上が喫緊の課題。必要資本量を精査しつつ、政府保証付き借入を活用していくことが必要。

## 法改正により拡充された主な支援メニュー

○企業買収  
(JOGMEC・上流開発企業による共同出資)



○単独出資  
(国営石油企業の場合、JOGMECによる単独出資が可能となった)



○ 2030年度の温室効果ガス削減目標に向け、幅広い事業者や消費者に取組を促す必要があり、規制的手法を中心に取り組んでいくべき。2016年4月より制度が開始された「事業者クラス分け評価制度」の適切な運用が必要。

- 省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。
- 優良事業者を業種別に公表して称揚する一方、停滞事業者以下はより厳格に調査する。
- 事業者は、他事業者と比較して自らの立ち位置を確認することができる。

<p><b>Sクラス</b> 省エネが優良な事業者 6,669社（58.3%） ※1</p>	<p><b>Aクラス</b> 一般的な事業者 3,386社（29.6%） ※1</p>	<p><b>Bクラス</b> 省エネが停滞している事業者 1,391社（12.1%） ※1</p>	
<p>【水準】 ※2 ①努力目標達成 または、 ※3 ②ベンチマーク目標達成</p>	<p>【水準】 Bクラスよりは省エネ水準は高いが、Sクラスの水準には達しない事業者</p>	<p>【水準】 ※2 ①努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度年比増加 または、 ②5年間平均原単位が5%超増加</p>	<p><b>Cクラス</b> 注意を要する事業者</p>
<p>【対応】 優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。</p>	<p>【対応】 特段なし。</p>	<p>【対応】 注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。</p>	<p>【水準】 Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分</p> <p>【対応】 省エネ法第6条に基づく指導を実施。</p>

※1 平成28年度定期報告（平成27年度実績） 総事業者数11,446者（5年度分データのない901者を除く）より算出

※2 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

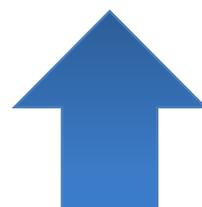
※3 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

- 平成27年度と平成28年度のクラス分け評価結果を比較すると、Sクラス事業者の割合が減少する一方、A・Bクラス事業者の割合が増加。
- 省エネ取組が不十分な事業者に対して、経済産業省から改善を促す仕組みに改善の余地があるのではないか（経済産業省による指導の強化、未遵守企業の公表など）。

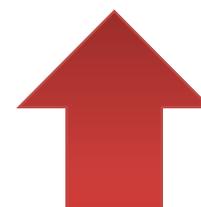
## 平成28年度提出分

※1

		Sクラス		Aクラス		Bクラス	
		事業者数	割合	事業者数	割合	事業者数	割合
全事業者 (H28)	11,446	6,669	58.3%	3,386	29.6%	1,391	12.1%



DOWN



UP



UP

## 平成27年度提出分

※2

全事業者 (H27)	11,338	7,775	68.6%	2,356	20.8%	1,207	10.6%
---------------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

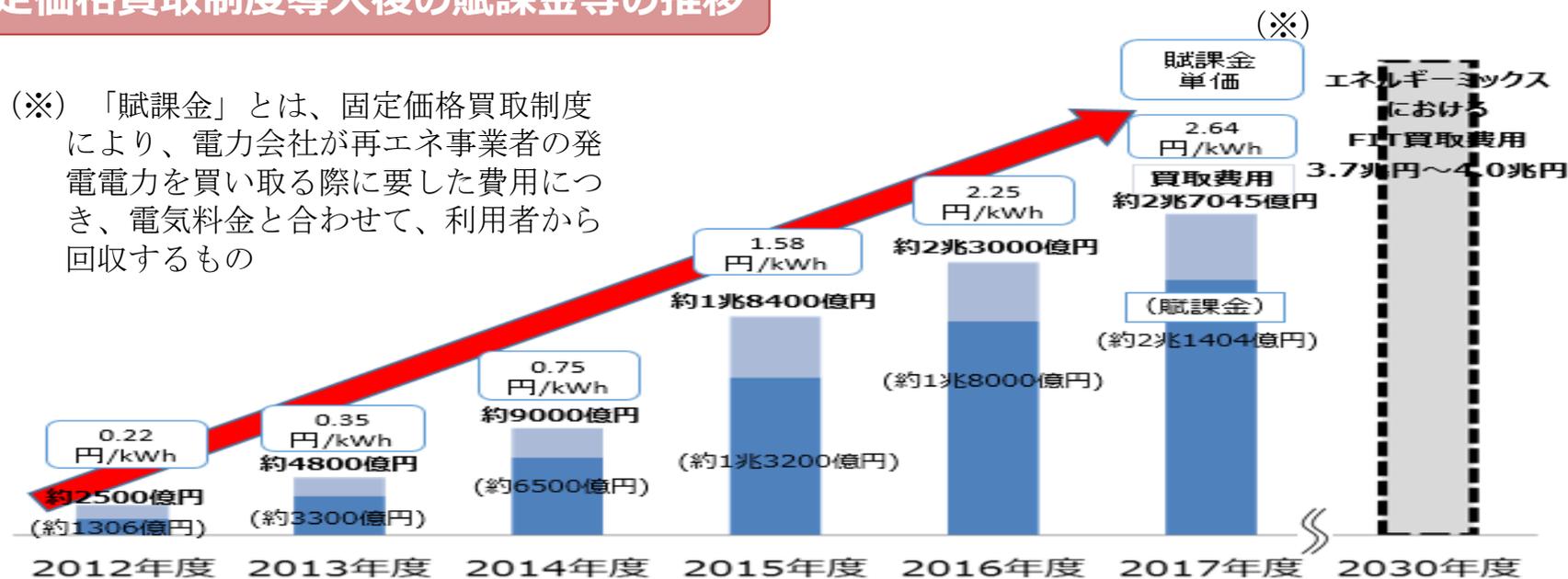
※1 平成28年度報告（平成27年度実績）総事業者数11,446者（5年度分データのない901者を除く）より算出

※2 平成27年度報告（平成26年度実績）総事業者数11,338者（5年度分データのない1,074者を除く）より算出

- 固定価格買取制度 (FIT) の下で、再生可能エネルギーの導入が拡大することにより、国民負担の増大が見込まれる。2030年にはFIT買取費用が約4兆円に上る見込み。
- 本年施行した改正FIT法により、コスト抑制のための一定の見直しが行われた。海外での再生可能エネルギー価格が大きく下落する中、国民負担の抑制のため、FIT買取価格の更なる引下げについての検討が急務。

## 固定価格買取制度導入後の賦課金等の推移

(※) 「賦課金」とは、固定価格買取制度により、電力会社が再エネ事業者の発電電力を買い取る際に要した費用につき、電気料金と合わせて、利用者から回収するもの



## 調達価格の例 (各国との比較)

	太陽光(10kw以上)		風力(陸上)(20kw以上)	
	調達価格 (1kwhあたり)	調達期間	調達価格 (1kwhあたり)	調達期間
日本	21円	20年間	21円	20年間
ドイツ	10円	20年間	11円	20年間
フランス	12円	20年間	11円	15年間

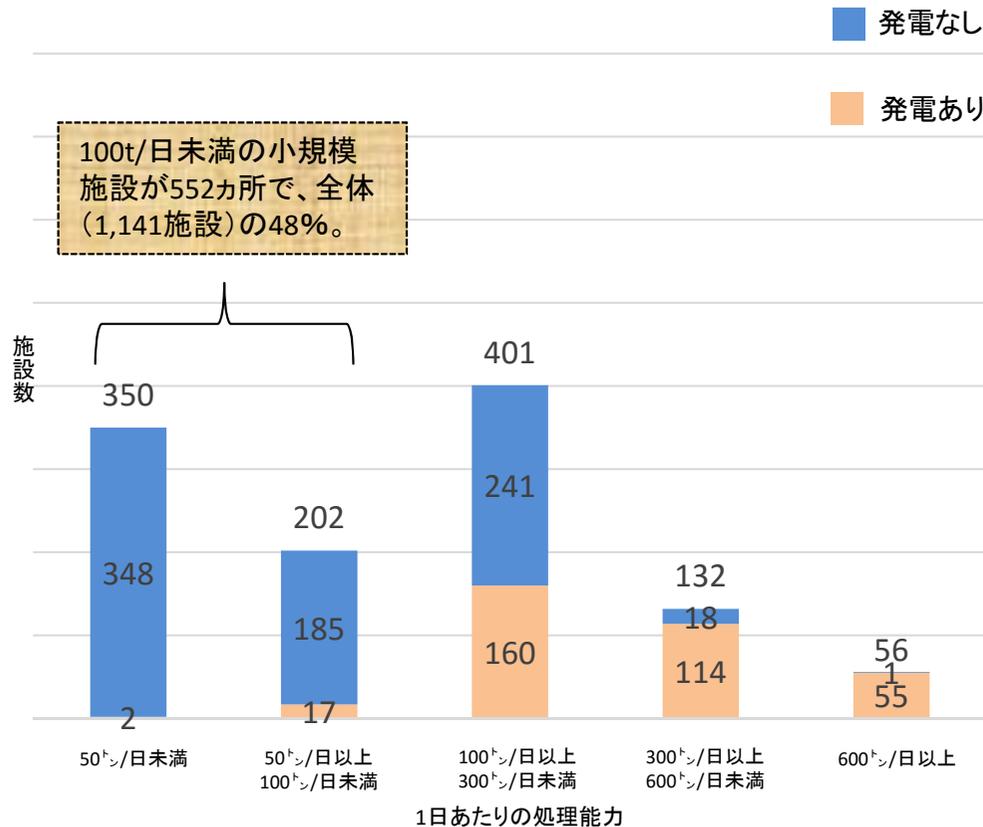
※1 日本における調達価格は平成29年度(風力の調達価格は平成29年10月以降の価格)  
 ※2 ドイツ、フランスにおける調達価格は平成28年度で、1ユーロセント=1.28円に換算して計算  
 ※3 日本の卸電力取引市場における平均取引価格は、8.46円/kwh(平成28年度平均)

## 改正FIT法 (平成28年5月成立、平成29年4月施行)

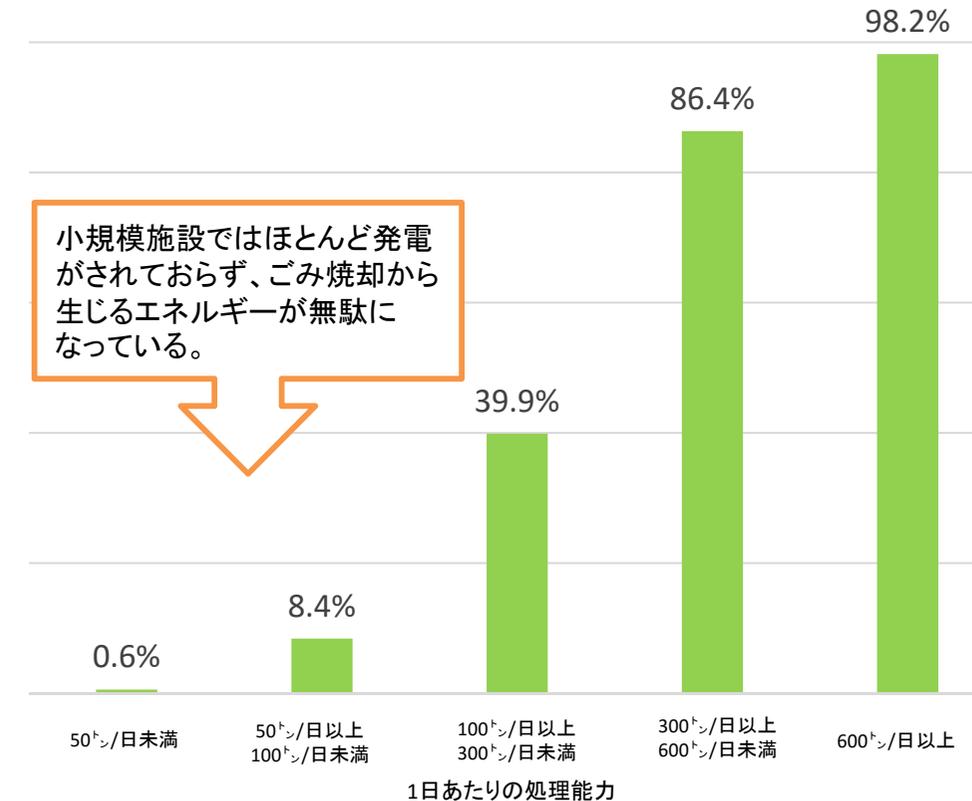
- コスト効率的な導入
  - ・ 大規模太陽光発電の入札制度
  - ・ 中長期的な買取価格目標の設定

- ごみ焼却施設の半数程度は、1日の処理能力が100t未満の小規模施設が占める。
  - それらの小規模施設では、ほとんど発電がされておらず、ごみ焼却から生じるエネルギーが無駄になっている。
- ⇒ 施設の更新にあたっては、エネルギー対策特別会計を活用し、エネルギー利用の高度化がなされることを原則とすべき。

### ごみ焼却施設の規模ごとの施設数



### ごみ焼却施設の規模ごとのエネルギー利用(発電)割合



(出典)「日本の廃棄物 平成27年度版」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課)

## ○市場への影響

⇒国の支援によって、却って市場メカニズムを歪めることにならないか。

## ◎グリーンボンドや地域の資金を活用した低炭素化推進モデル事業（環境省）

- ・30年度要求額 20億円（新規）
- ・企業等が低炭素化事業の財源に充てるために発行する債券（グリーンボンド）について、起債額の0.1%（地方自治体が発行する場合は0.2%）等を補助

## ○モデル事業の展開の見通し

⇒再エネ・省エネに関連するモデル事業（29予算で33事業（計489億円）、30要求で40事業（計862億円））について、事業が終了し国費による支援が終わった後の全国展開・普及がきちんと構想されているか。

## ◎地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業（環境省）

- ・30年度要求額 50億円（29年度予算額 32億円）
- ・28年度～32年度までのモデル事業、115先実施中
- ・公共施設における空調や照明等について、マネジメントの最適化を通じて、排出されるCO2の削減に取り組む自治体に対し、省エネ設備等の導入に係る費用を支援。

## ○国と民間の役割分担

⇒国費による支援がなくても、民間で進められる事業ではないか。

## ◎先進的低炭素技術搭載家電活用推進事業（環境省）

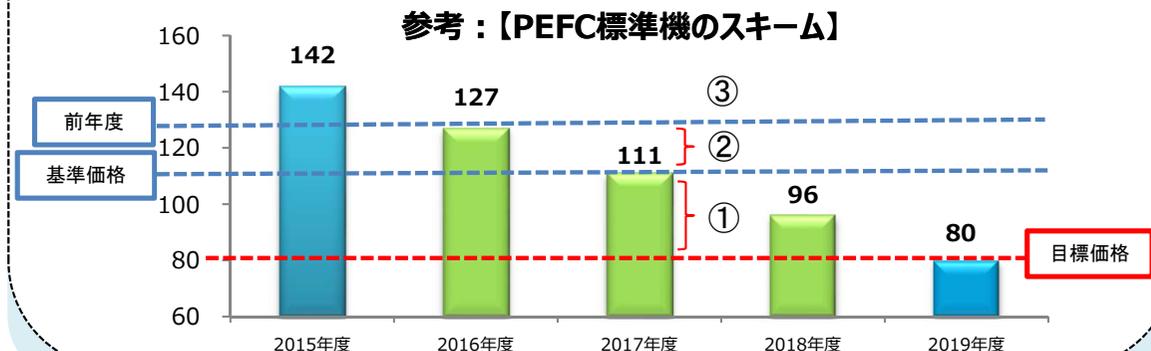
- ・30年度要求額 10億円（新規）
- ・家電メーカー等と連携し、既存技術を組み合わせることで高効率な冷蔵庫等を開発。フィールド実証を行い、CO2削減効果を検証。

## ○導入補助金からの卒業の検討の必要性

⇒導入補助金については、将来的なビジネスベースでの事業実現に向けて、卒業の道筋の検討が必要。

## ◎燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業（経産省）

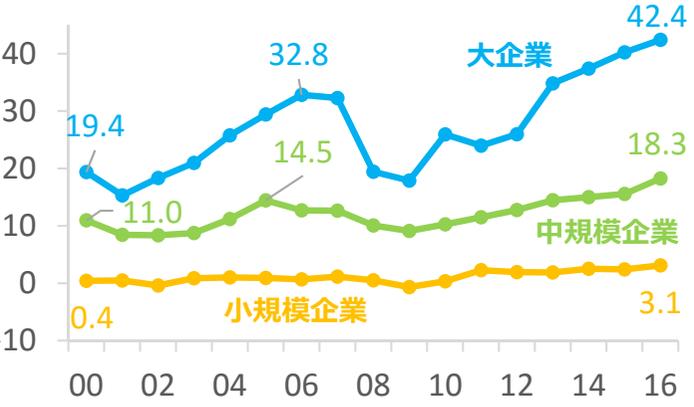
- ・30年度要求額 89億円（29年度予算額 93.6億円）
- ・28年度から事業者の価格低減努力を促す形で補助額を設定  
 具体的には、毎年度の基準価格を設定した上で
  - ①各年度の基準価格より引き下げた場合には基準価格（下記の例では111万円）と目標価格（同80万円）との差額の1/3補助
  - ②各年度の基準価格は上回るが前年度基準価格以下の場合には基準価格と目標価格の差額の1/6補助
  - ③前年度基準価格を上回った場合には補助なし
- ・中期的には、大きな価格低減を実現し、補助金から卒業



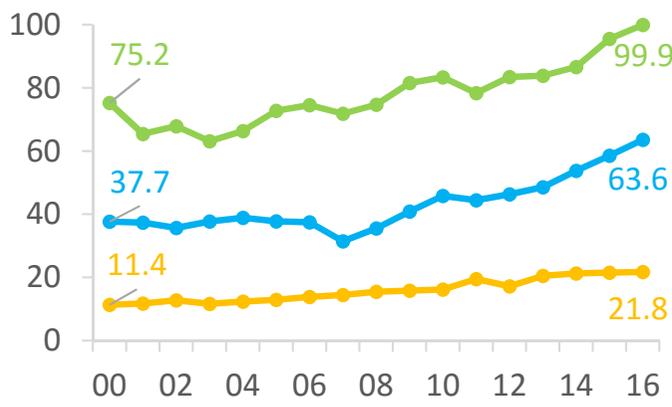
# 中小企業の経営状況

- 中小企業の経常利益は、2009年度以降増加傾向にあり、中規模企業は過去最高水準、小規模企業もバブル期以降では最高水準となっている。こうした中、中規模企業の現預金と内部留保も過去最高水準まで積み上がっている。
- 一方で、中規模企業の借入金は大企業を下回る水準まで大幅に減少し、設備投資もリーマンショック前の水準を下回っている中、有形固定資産は減少傾向にある。

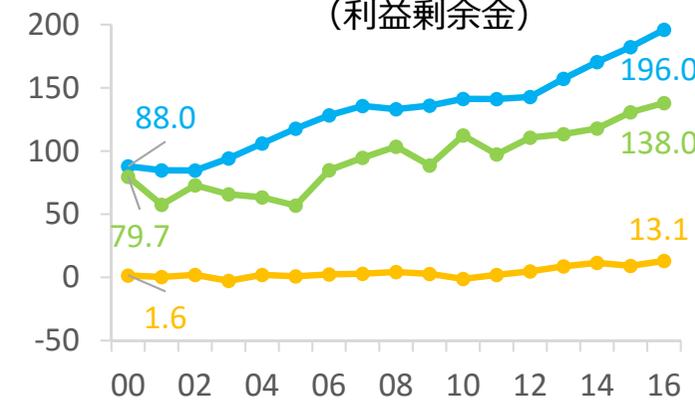
経常利益 (兆円)



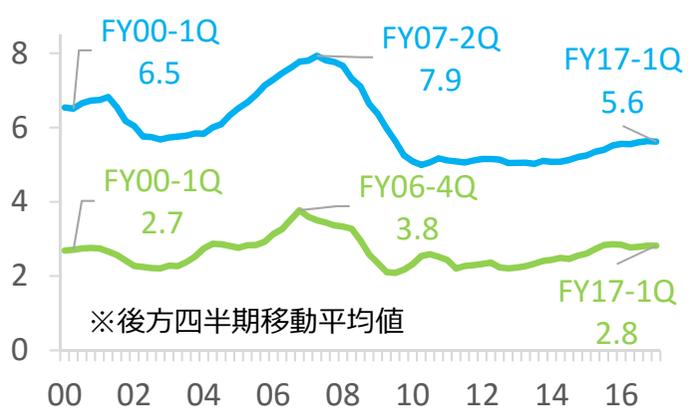
現金・預金 (兆円)



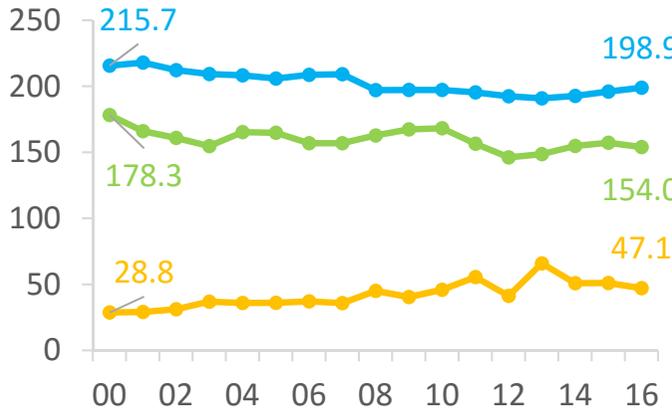
内部留保 (兆円)  
(利益剰余金)



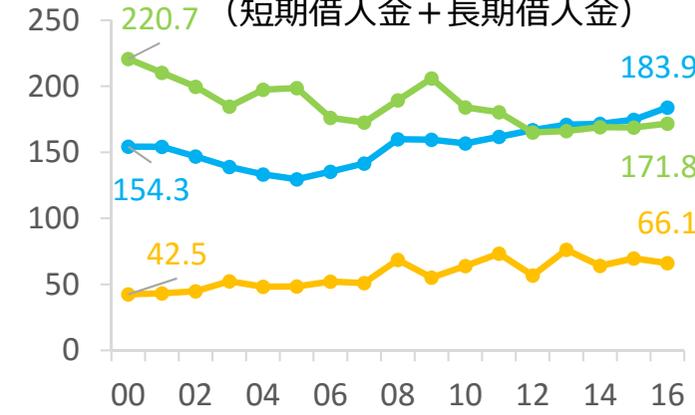
設備投資 (兆円)



有形固定資産 (兆円)



借入金 (兆円)  
(短期借入金+長期借入金)



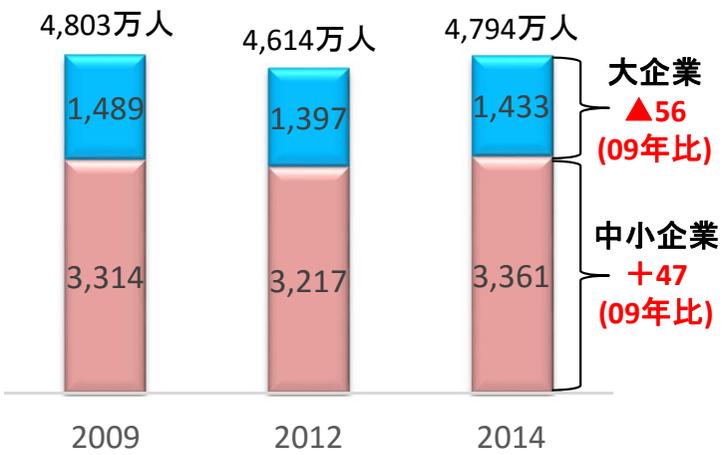
(注)「大企業」は資本金10億円以上の企業、「中規模企業」は資本金1千万円以上1億円未満の企業、「小規模企業」は資本金1千万円未満の企業。

出所:財務省「法人企業統計年報」、「法人企業統計季報」

# 中小企業を取り巻く課題

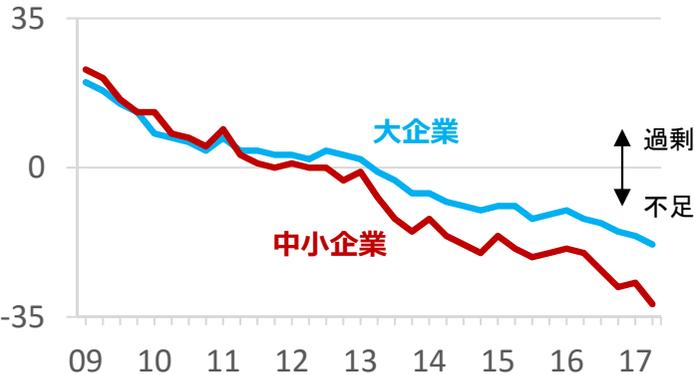
- これまでの中小企業の経営は、労働力投入によって支えられてきたが、今後、労働力人口の減少・高齢化が見込まれる中、既に人手不足感が急速に高まってきており、労働集約型の成長モデルは限界を迎えている。
- 今後は、付加価値を生み出す効果的な設備投資や、成長戦略に掲げられている開廃業率10%台の実現を含む新陳代謝の促進等を通じて、中小企業の労働生産性を高めていくことが不可欠。

### 企業規模別従業者数



出所：総務省「事業所・企業統計調査」、「経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」再編加工

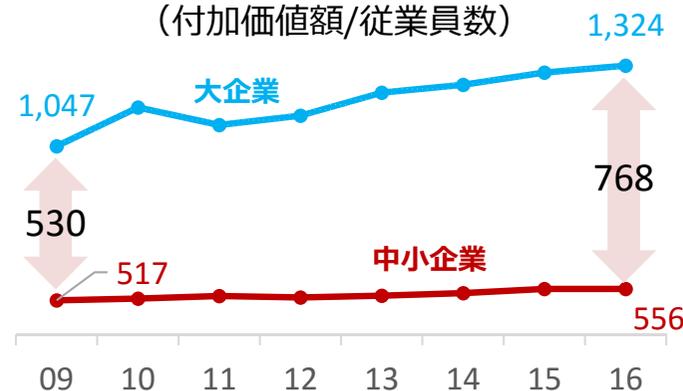
### 雇用人員DI (%pt)



(注)「大企業」は資本金10億円以上の企業、「中小企業」は資本金2千万円以上1億円未満の企業。

出所：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

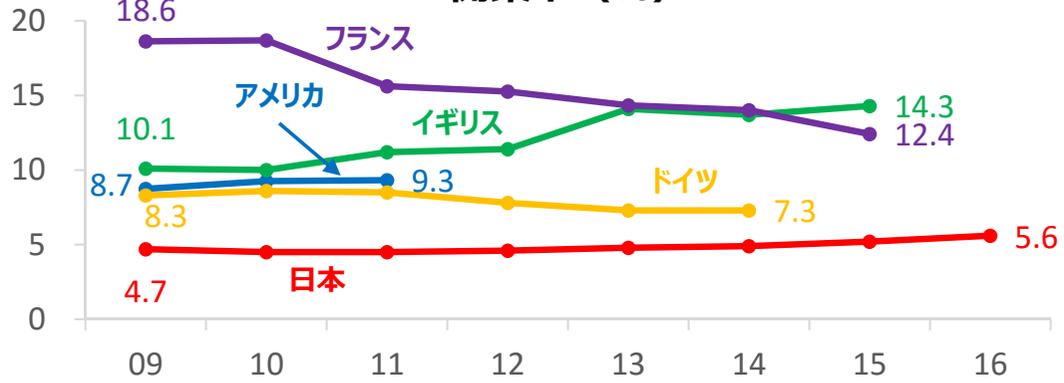
### 労働生産性 (万円)



(注)「大企業」は資本金10億円以上の企業、「中小企業」は資本金1億円未満の企業。

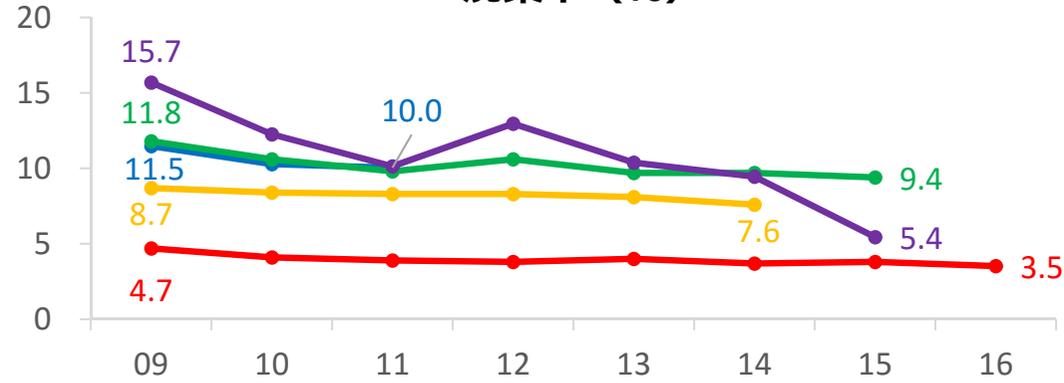
出所：財務省「法人企業統計年報」

### 開業率 (%)



出所：中小企業庁「2017年版 中小企業白書」、厚生労働省「雇用保険事業月報(2017年3月分)」

### 廃業率 (%)



## 創業期

## 成長期

## 再生期

### ○資金繰り支援

信用補完(信用保険+信用保証)、日本政策金融公庫による融資等  
 ⇒H29当初950億円[信用補完593億円+公庫融資等357億円](出資・補給金等)/  
 H28信用保証承諾8.5兆円/663,183件、  
 H28公庫貸付2.4兆円/418,412件(国民生活事業)、1.6兆円/23,445件(中小企業事業)  
 (注)公庫貸付には、補給金の対象とならない貸付を含む。

### ○よろず支援拠点・専門家派遣

様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口、  
 特に高度・専門的な課題に対応する専門家派遣  
 ⇒H29当初55億円の内数(委託)/  
 H28課題解決35,208件、専門家派遣25,730件

### ○創業補助金

創業支援事業者(商工会・  
 商工会議所、地域金融機  
 関等)による支援を受けた  
 創業の補助  
 ⇒H29当初11億円の内数  
 (補助率1/2)/採択109件

### [研究開発・サービスモデル開発]

○戦略的基盤技術高度化支援(サポイン: Supporting Industry)  
 ○商業・サービス競争力強化支援(サービス・サポイン)  
 産学官連携による研究開発、異業種連携によるサービスモデル開発の補助等  
 ⇒H29当初130億円の内数(補助率2/3等)/採択サポイン108件+サービス・サポイン25件

### [設備投資]

○革新的ものづくり・商業・サービス開発支援  
 革新的なものづくり・サービス開発のための設備投資等の補助  
 ⇒H28補正②1,001億円の内数(補助率2/3)/採択6,157件

### [人材確保]

○地域中小企業人材確保支援  
 中小企業が必要とする地域内外の人材の発掘・マッチング支援等  
 ⇒H29当初17億円の内数(委託)/H28参加企業14,138社

### [販路開拓]

○ふるさと名物支援  
 地域資源の活用や農林漁業者との連携による商品開発や販路開拓の補助等  
 ⇒H29当初14億円の内数(補助率2/3等)/採択248件

### [事業再生]

○中小企業再生支援協議会  
 金融機関との調整を含む再生計画  
 策定支援等  
 ⇒H29当初61億円の内数(委託)  
 /H28再生計画策定1,047件

### [事業承継]

○事業承継補助金  
 事業承継を契機とした経営革新等の  
 取組の補助  
 ⇒H29当初11億円の内数(補助率  
 2/3)/採択65件

### ○事業引継ぎ支援センター

事業引継ぎに係る課題解決に向け  
 た助言、マッチング支援等  
 ⇒H29当初61億円の内数(委託)  
 /H28事業引継ぎ430件

### ○創業支援事業者補助金

創業支援事業者による創  
 業支援の取組の補助  
 ⇒H29当初11億円の内数  
 (補助率2/3)/採択157件

※創業者の資金繰りは、以下の2つの  
 特例(保証枠別枠・100%保証)により  
 支援

- ・産業競争力強化法: 上限1,000万円  
 (30年度から2,000万円に拡充予定)
- ・中小企業等経営強化法: 上限1,500  
 万円(ただし、自己資金の範囲内)

### <税制>

エンジェル税制 など

### <税制>

研究開発税制、中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制 など

### <税制>

事業承継税制 など

## 小規模企業向け

### ○伴走型小規模事業者支援

商工会・商工会議所による「経営発達支援  
 計画」に基づく小規模事業者支援の補助  
 ⇒H29当初49億円の内数(定額補助)

### ○小規模事業者持続化補助金

商工会・商工会議所と作成した経営計画に基づく  
 販路開拓等の取組の補助  
 ⇒H28補正②120億円(補助率2/3)/採択22,794件

### ○小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

商工会・商工会議所の経営指導を前提とした上限2,000万円  
 の無担保・無保証・低利融資 ※公庫融資等の内数  
 ⇒H29当初43億円(補給金)/H28貸付2,571億円/43,421件

- 中小企業の安定的かつ円滑な資金繰りを支える信用補完制度については、昨年の財政制度等審議会における「建議」も踏まえ、担保・保証に依存せず、事業性を評価した融資を促進する金融行政と連携し、金融機関と信用保証協会との間の適切なリスク分担を求めるとして、金融機関が事業性資金の供給にあわせて経営支援機能を発揮していくことを促すための見直しが行われた。

## 「平成29年度予算の編成等に関する建議」

(平成28年11月17日財政制度等審議会) (抄)

信用補完制度は、中小企業の資金繰りの安定・円滑を確保する重要な制度である。しかし、金融機関の信用補完制度への過度の依存は、金融機関が中小企業とともに経営改善・事業再生を図るインセンティブを阻害するおそれがある。このことを踏まえ、当審議会では、昨年の建議において、金融機関に対して経営支援機能の発揮を促し、持続可能な制度とする観点から、見直しを行う必要がある旨を指摘した。

現在、中小企業庁の中小企業政策審議会基本問題小委員会に設置された金融ワーキンググループにおいて、以下の方向で検討が行われている。

- ・ 一般保証については、金融機関に対して、保証付き融資だけでなく、信用保証を利用しない融資（以下、プロパー融資）も求めることとし、適切にリスクシェアを行う。その上で、各保証協会・各金融機関のプロパー融資の状況等について情報開示を行うとともに、中小企業庁・金融庁が適切に連携してモニタリングする。
- ・ 大規模な経済危機等の下で迅速に発動でき、適用期限を限定した新たなセーフティネット制度（別枠・100%保証）を整備する。一方で、不況業種を対象とするセーフティネット保証5号（100%保証）は、保証割合を見直す。

こうした方向性については、当審議会の昨年の建議に沿ったものであり、着実な実施が求められる。その際、真に実効性のある見直しとなるよう、以下の点に留意すべきである。

- ・ 一般保証の見直しについて、保証割合の見直し以上の効果があるよう、金融機関の中小企業に対する支援姿勢を勘案し、必要十分なプロパー融資の量を確保する。
- ・ 大規模な経済危機等への対応として実施する100%保証については、金融仲介機能が回復した後は、モラルハザードに陥ることのないよう、速やかに解除できるようなものとする。

## <信用補完制度の見直しのポイント>

### ◆ 保証協会と金融機関のリスク分担を通じた中小企業の経営改善・生産性向上

- 金融機関のプロパー融資（保証の付かない融資）と保証付き融資を適切に組み合わせることで、金融機関による事業性を評価した融資、適切な期中管理・経営支援を確保
- 保証協会・金融機関のプロパー融資の状況等の情報開示（見える化）

### ◆ セーフティネット保証による副作用の抑制と大規模な経済危機等への備え

- 大規模な経済危機等の事態に際して、予め期限を区切って迅速に発動できる新たなセーフティネット制度を整備（別枠・100%保証）
- 既存のセーフティネット保証（不況業種としての5号）について、金融機関の支援の下で経営改善や事業転換等が促されるよう、その保証割合を見直し（100%→80%）

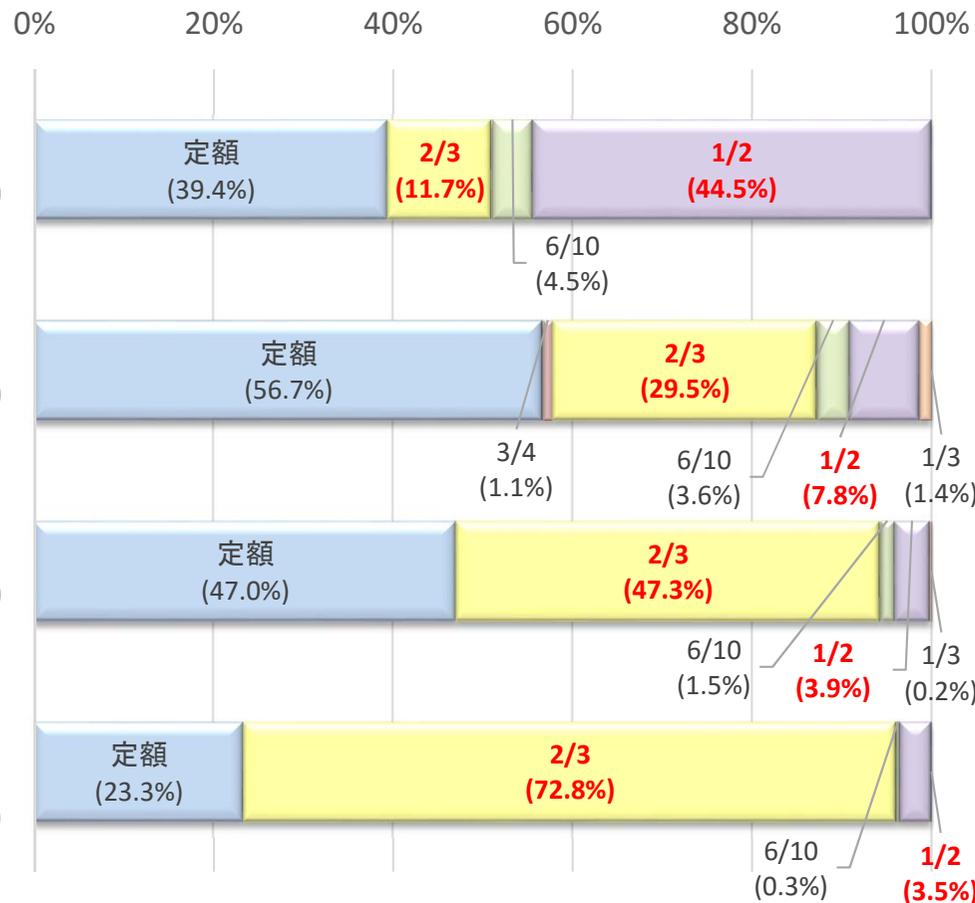
### ◆ 創業期や持続的発展が重要となる小規模事業者向けの支援の拡充、事業承継・撤退時などの資金ニーズへのきめ細かな対応

- 創業者が手元資金なく100%保証を受けられる限度額を拡充（1,000万円→2,000万円）
- 小口向けの100%保証を拡充（1,250万円→2,000万円）
- 事業承継や円滑な撤退の際に必要な資金を円滑に調達できるよう保証メニューを充実

# 中小企業向けの補助金の内容

- 中小企業向けの補助金については、以前は補助率1/2が半分弱を占めていたが、最近は補助率2/3が占める割合が大きくなっている。
- 例えば、過去の補正予算で計上した中小企業の設備投資等を支援するための「ものづくり補助金」（補助率2/3）による事業の実施状況を見ると、投資コストのうち自己負担分を回収できている事業者は少数にとどまっている。

中小企業等向け補助金の補助率別構成比



「ものづくり補助金」による事業の状況

補正予算年度	H24	H25	H26
予算額	1,007億円	1,400億円	1,020億円
申請倍率 (申請件数/採択件数)	2.3倍	2.6倍	2.3倍
事業実施件数	9,666件	13,382件	12,319件
製品が1つ以上販売されている段階	4,277件 (44.2%)	7,061件 (52.8%)	4,330件 (35.1%)
自己負担分回収完了段階	69件 (0.71%)	38件 (0.28%)	7件 (0.06%)

(注)「自己負担分回収完了段階」の件数は、平成28年度までの各年度における収益納付\*の件数の合計であり、複数年度にわたって収益納付を行った同一事業者が複数回カウントされている場合がある。

\*「収益納付」とは、補助事業により、当該補助事業に要した経費のうち自己負担分を超える収益を計上した場合に、補助金交付額に達するまで、年度ごとに所定の額を国庫納付する仕組み。

(注)「中小企業等向け補助金」とは、一般会計の中小企業対策費として経済産業省に計上された裁量的経費である補助金のうち、地方公共団体向けや政府関係機関等向けを除いたもの。

- 平成11年の中小企業基本法の改正により、中小企業施策の基本理念は、大企業と中小企業との生産性の格差などの二重構造を背景とする「格差是正」から、「市場競争」を前提とした「多様で活力ある成長発展」に転換。
- 小規模企業については、平成26年に施行された小規模企業振興基本法において、「事業の持続的発展」を旨とするとともに、「経営資源の有効活用」や「円滑かつ着実な事業運営の確保」に考慮することとされている。

## 中小企業基本法

### (基本理念)

第三条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を發揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2 (略)

## [参考]小規模企業振興基本法

### (基本原則)

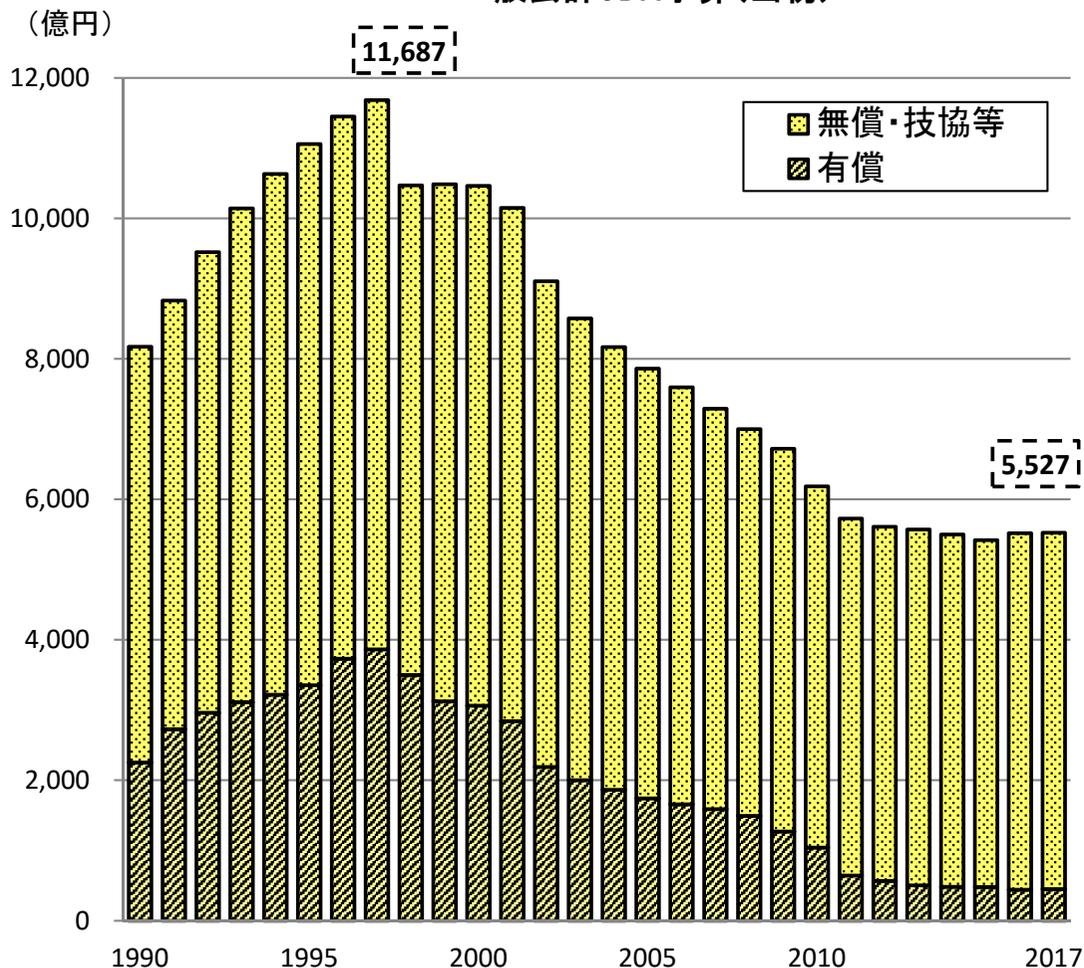
第三条 小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の發揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に發揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。

第四条 小規模企業の振興に当たっては、小企業者がその経営資源を有効に活用し、その活力の向上が図られ、その円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならない。

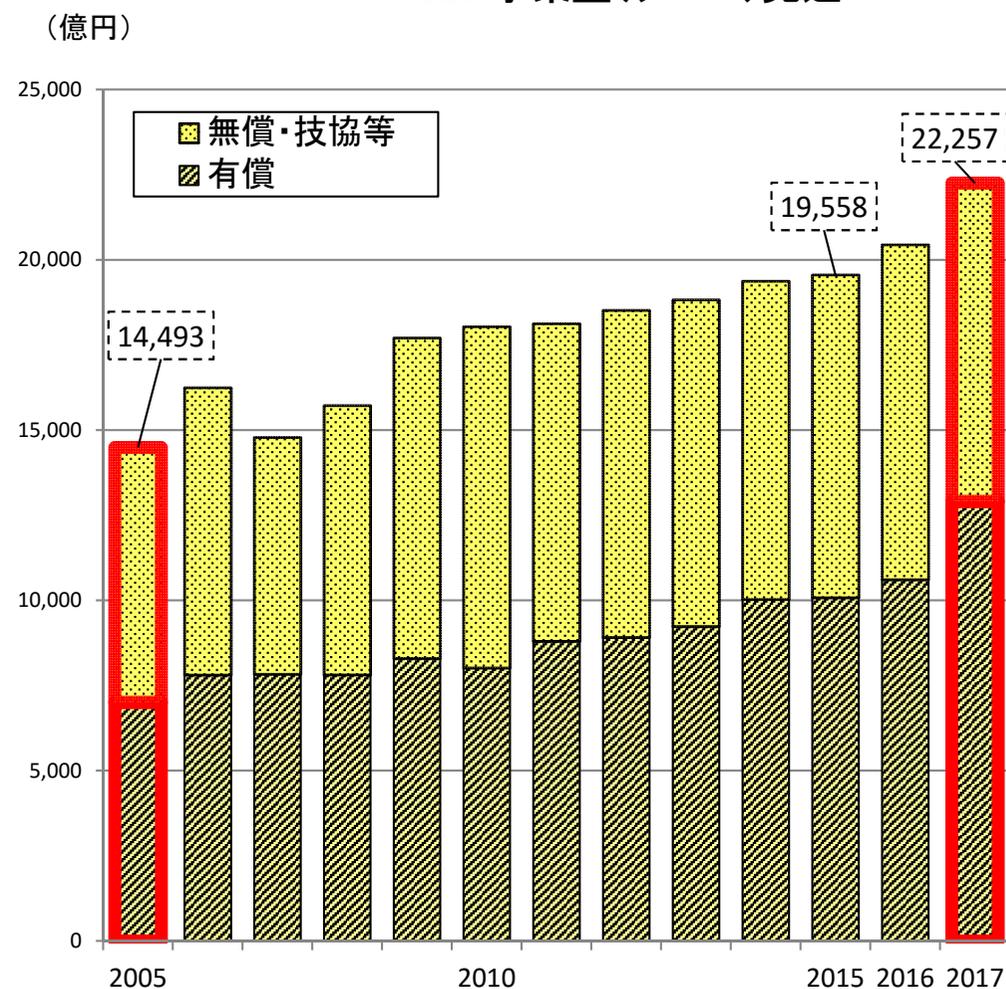
# 一般会計ODA予算(当初) と ODA事業量見込

- 一般会計ODA予算は97年をピークに減少傾向にあるが、支出総額の事業見込は有償資金協力の増加等により増加。
- 事業量見込の内訳を見ると、過去は無償資金協力・技協等が有償資金協力を上回っていたが、近年は逆に有償資金協力が無償資金協力・技協等を上回っている。我が国では「質の高いインフラ投資」及び「自由で開かれたインド太平洋戦略」などを推進しており、また、大規模プロジェクトへの支援を行いやすい上、途上国のオーナーシップを後押しするなど経済的インセンティブが働く有償資金協力の規模が拡大してきている。

一般会計ODA予算(当初)



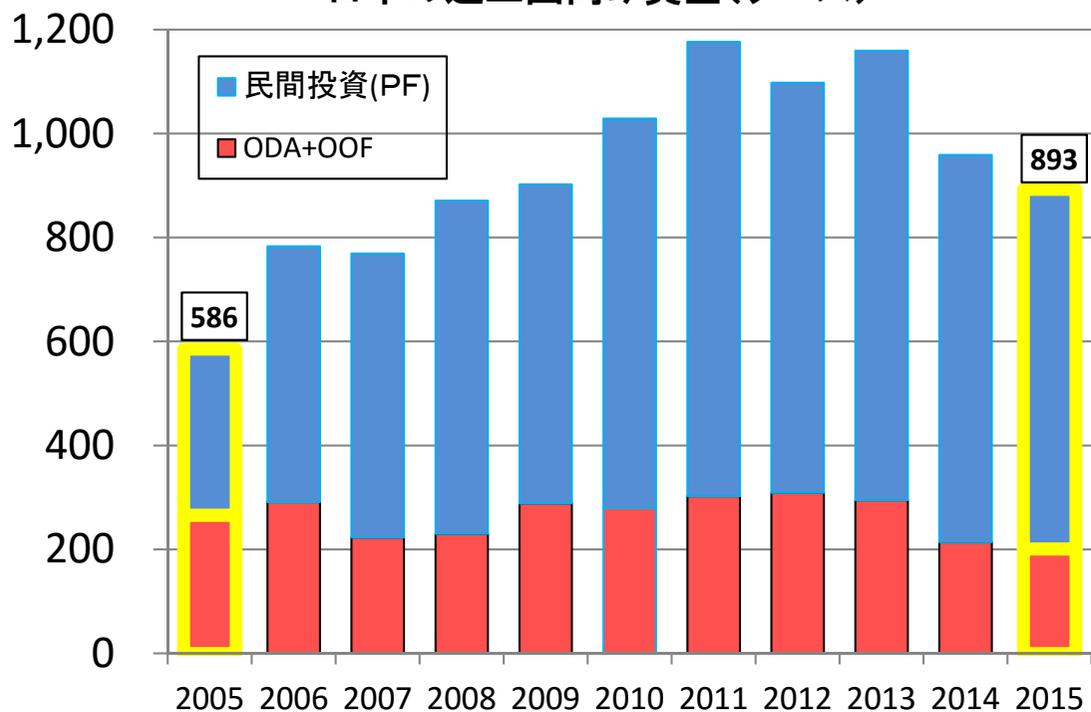
ODA事業量(グロス)見込



- 近年、我が国から途上国向けの民間資金は、ODAなどの政府資金を大きく上回っている。また、民間資金のうち、直接投資は、10年間でODAを超える規模にまで増加している。
- 途上国の開発及び貧困削減にとって、民間直接投資は、途上国の国内産業の強化や雇用増大につながるとともに、2国間の持続的な経済関係の発展に資する重要なもの。途上国側でも、民間投資は、雇用と技術移転をもたらす自立的発展に資するものとして評価する動きも見られようになっている。無償資金協力・技術協力についても、予算の配分に当たって、民間投資に繋がる案件を重視していくべき。

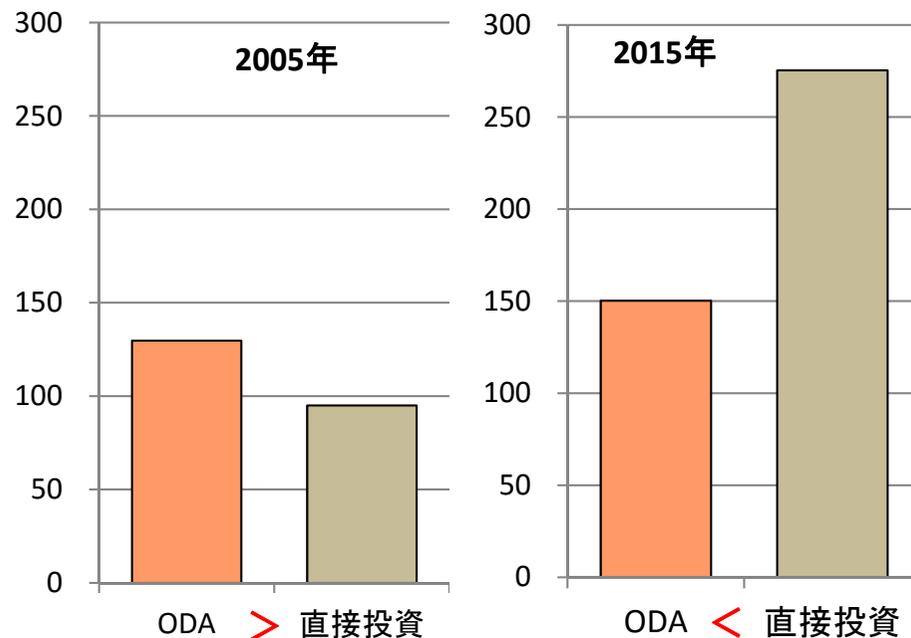
(億ドル)

### 日本の途上国向け資金(グロス)



### ODAと民間直接投資

(億ドル)



(出所) ODA・OOFはOECD DAC, それ以外(民間資金のうち直接投資, 輸出信用等)は財務省

- 限られた予算を効果的に使うためには、民間企業の知見をODAの案件形成の段階から取り入れて、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、開発効率の向上とともに持続可能な事業の実施を目指すPPPの取組を進めていくことが重要。
- 無償資金協力においても、PPPの取組が始まっているが、その件数は、年間1件程度とごく僅かにとどまっている。今後、民間の事業意欲を引き出しつつ、高い数値目標を設定し、PPP関連案件の拡大を図っていく必要があるのではないか。

## ミャンマー「ヤンゴン市無収水削減計画」

### 開発途上国のニーズ

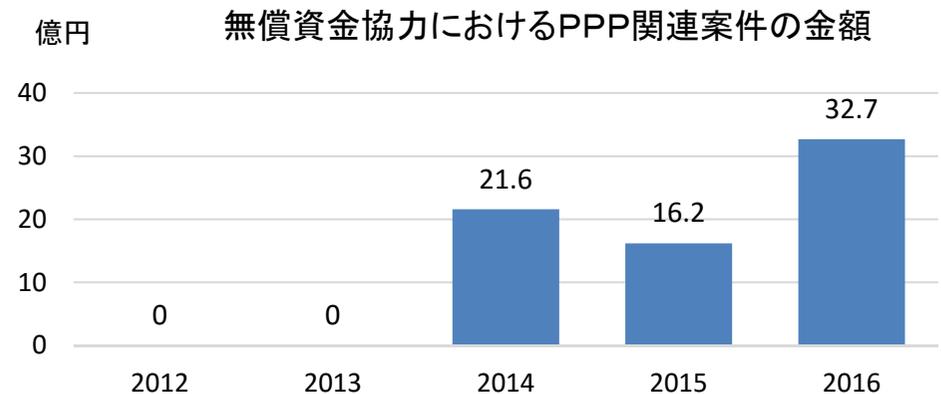
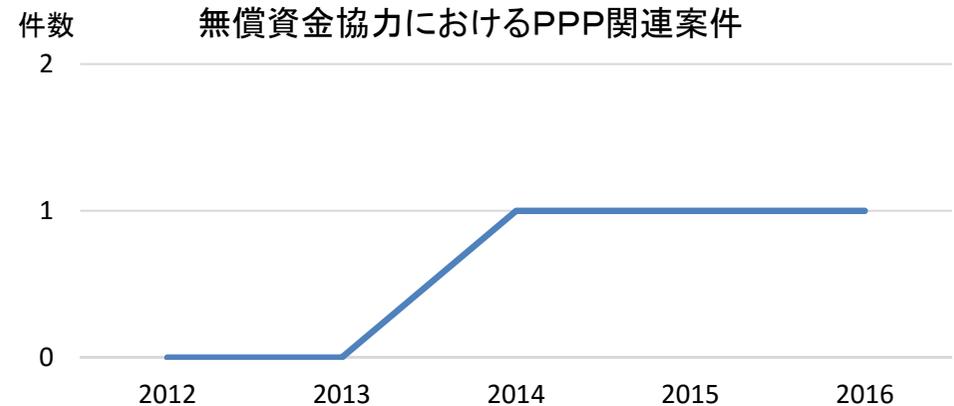
- ◆ヤンゴン市における上下水道サービス不足(普及率は人口の38%)。
- ◆水供給能力の向上が喫緊の課題。

### 民間企業のニーズ

- ◆無収水(漏水、盗水など)対策に必要な調査・修繕等の豊富な技術力。
- ◆商業資金のみではファイナンスに課題。

### 無償資金協力により日本企業を持つインフラ技術の海外展開を支援

- ◆ 計画概要(総事業費約26億円、うち無償資金21.06億円)
- ・ 日本企業が事業の実施から運営・維持管理までを担う。
  - 基礎調査: 流量測定点の設定、試掘、漏水調査計画策定等。
  - 漏水調査・修繕工事: 漏水調査を行い、必要な修繕を実施。
  - 維持管理: 修復した配水設備の維持管理。
- ◆ 目的・成果
  - ・ 日本企業の技術をいかした質の高いサービスを持続的に提供。
  - ・ ヤンゴン市における漏水率を低減し、水供給量を増大させる。
  - ・ 新規の配管網整備に比べ、早期の効果発現が期待される。
  - ・ 無償資金の国際約束にて日本企業との契約を義務づけ、日本企業の海外進出に貢献。



出典 外務省、JICA

# 技術協力におけるBOP (Base of the Economic Pyramid) ビジネスとの連携

- 近年、民間企業が担い手となり、開発途上国・地域の低所得階層の生活向上等につながるBOPビジネスが注目されている。ODAを実施する上では、こういったビジネスを積極的に行う企業と連携することで、一過性の支援ではなく、持続的な活動につなげることができる。
- JICAが実施する技術協力においても、BOPビジネスとの連携により成果が上がっている事例も出てきている。しかしながら、BOPビジネス関連の案件の事業規模は毎年総額8億円程度に収まっており、事業規模を伸ばしていこうという動きは見られない。今後、民間の事業意欲を引き出しつつ、高い数値目標を設定し、BOPビジネス関連案件の拡大を図っていく必要があるのではないか。

## 協力準備調査(BOPビジネス連携促進)

### ガーナ・離乳期栄養強化食品事業

公益財団法人味の素ファンデーション(味の素株式会社から事業譲渡)

#### 開発課題

・発酵コーンから作る伝統的なおかゆ“KOKO”は、離乳食として乳幼児に与えられていることが多く、タンパク質、微量栄養素が不足しており、乳幼児が栄養不足になりがちである。特に生後6ヶ月から24ヶ月の離乳期の栄養不足による発育不良(低身長、低体重)は、深刻な社会的問題となっている。

#### 提案事業

・提案企業のもつ食とアミノ酸の知見と技術を活かし、乳幼児の栄養改善に貢献できる食品を開発、現地生産体制の構築と、BOP層の栄養意識改善と製品を届ける仕組み作りを行う。

### 「協力準備調査(BOPビジネス連携促進)」を通じた ビジネスモデル構築、事業計画立案

#### 多様なパートナーシップの構築

・保健省、ガーナ大学や、JICA、USAID等のドナー、CAREやPlan等の国際NGO、WFP、GAIN等の国際機関等、多様なパートナーの協力・支援を得ながら事業立ち上げを推進。

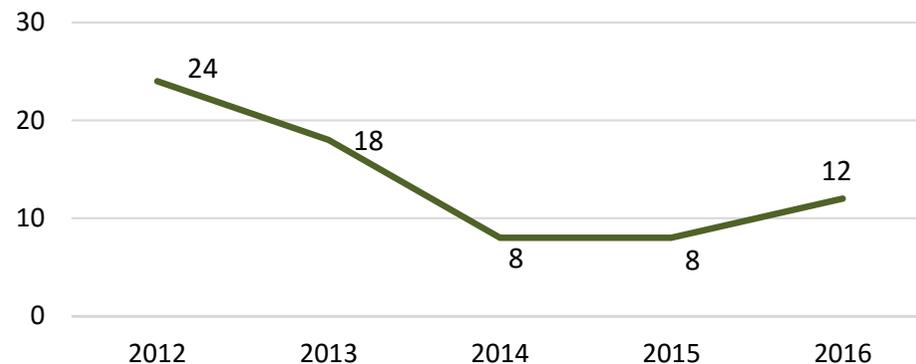
#### JICA事業との連携

・研修事業を通じて、保健省の栄養改善に関わる担当者を対象に、味の素川崎工場視察や講義を実施。

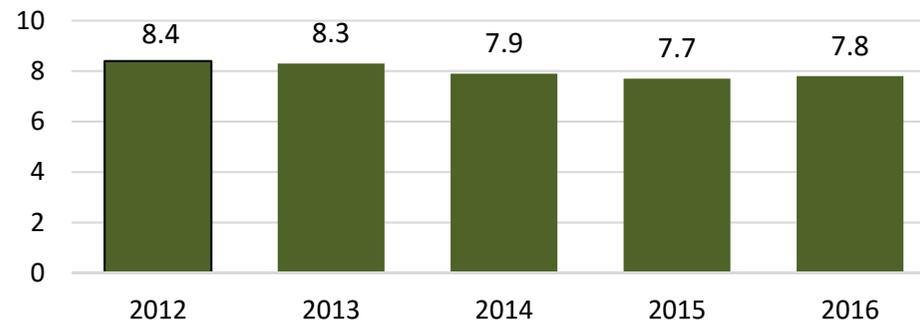
#### 成果

・乳幼児を持つ母親の栄養意識の高まり、低体重、低身長などの子どもの成長課題の改善、BOP層の生活向上。2017年までに、2万人の乳幼児に提供。  
・ガーナ産大豆を主原料とする製品の現地生産を通じ、農業促進、現地企業の能力向上、雇用の創出。

件数 技術協力におけるBOPビジネス関連案件の件数



億円 技術協力におけるBOPビジネス関連案件の金額

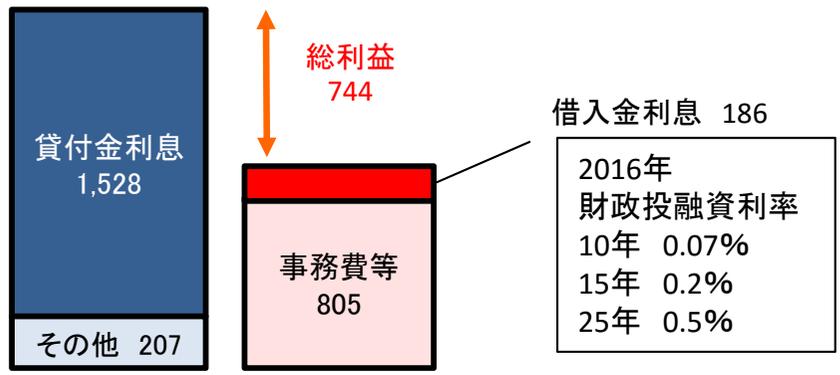


出典 外務省、JICA

# 無償資金協力・技術協力と有償資金協力の連結

- 有償資金勘定は、今は収入が支出を上回っているが、新規約定金利は、年々低下傾向にあり、徐々に収益が圧迫される。今後も低金利による貸付けが続けば、一般会計から多額の支出を強いられたり、事業量が制約されるおそれが高い。このように、貸付金の金利が低下している背景としては、日本企業の技術を活用すれば低金利となる仕組み(STEP)など金利の低い優遇条件の活用が増加傾向にあることが挙げられるが、JICAの収益性の観点も踏まえ、不断に金利の見直しを行っていく必要がある。
- また、無償資金協力や技術協力を上手く活用し、計画策定段階から我が国の優れた技術をプロジェクトに盛り込むなど有償資金協力につながる無償資金協力・技術協力の拡大に取り組んでいくべき(無償資金協力が円借款における日本企業受注につながった案件は5年間で3件)。

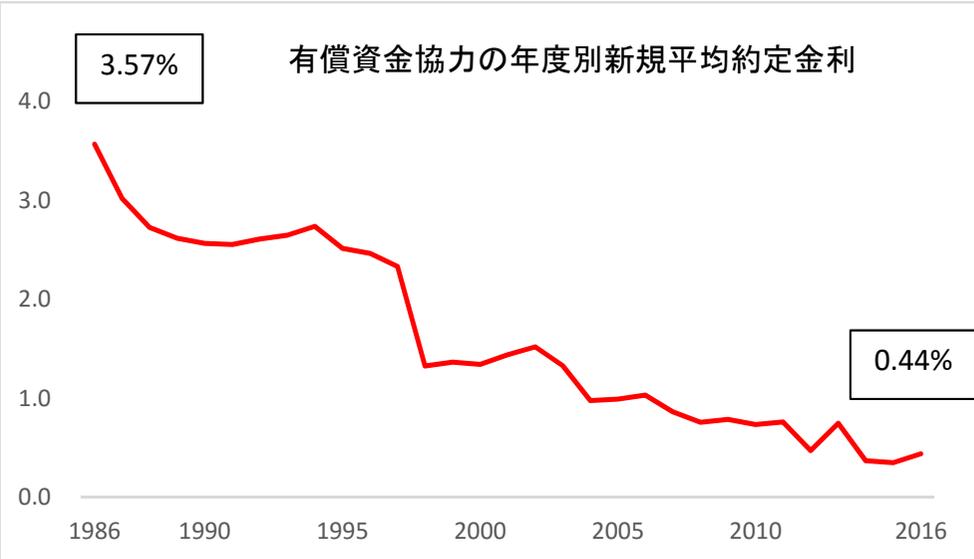
JICA有償資金勘定の収支(2016年度) 単位(億円)



円借款の供与条件

所得段階	一人当たりGNI (2015年) うち貧困国 (US\$ 1,025以下)	条件	金利		償還期間 (年)	うち据置 期間(年)	調達条件
			固定	変動(%)			
LDCまたは 貧困国 (US\$ 1,025以下)		一般条件	0.01	設定なし	40	10	アンタイド
		一般条件	0.70	円LIBOR+45bp	30	10	
		優先条件	0.60	円LIBOR+35bp	30	10	
		ハイスペック	0.25	設定なし	30	10	
低・中所得国 US\$ 1,026以上 US\$ 4,035以下		STEP	0.10	設定なし	40	12	タイド
		一般条件	1.20	円LIBOR+105bp	30	10	アンタイド
		優先条件	1.00	円LIBOR+85bp	30	10	
		ハイスペック	0.50	設定なし	30	10	
中進国以上 US\$ 4,036以上 US\$ 12,475以下		STEP	0.10	設定なし	40	12	
		一般条件	1.40	円LIBOR+125bp	30	10	アンタイド
		優先条件	1.20	円LIBOR+105bp	30	10	
		ハイスペック	0.70	設定なし	30	10	

STEP(本邦技術活用条件)とは、我が国の優れた技術やノウハウを活用するものとして途上国から適用の要請があるもので、かつ、我が国の事業者の有する技術やノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。



**無償資金協力の実施が円借款における日本企業の受注につながった事例**

【成功例】<ミャンマー>本邦技術である鋼管矢板工法(SPSP)を無償資金協力採用し、その後円借款においても同様にSPSPを採用。

【無償】「新タケタ橋建設計画」(平成26年度)(供与限度額:42.16億円)  
ヤンゴン市中心とティラワ地区とを結ぶタケタ橋の架替えによって拡幅を行うもの。

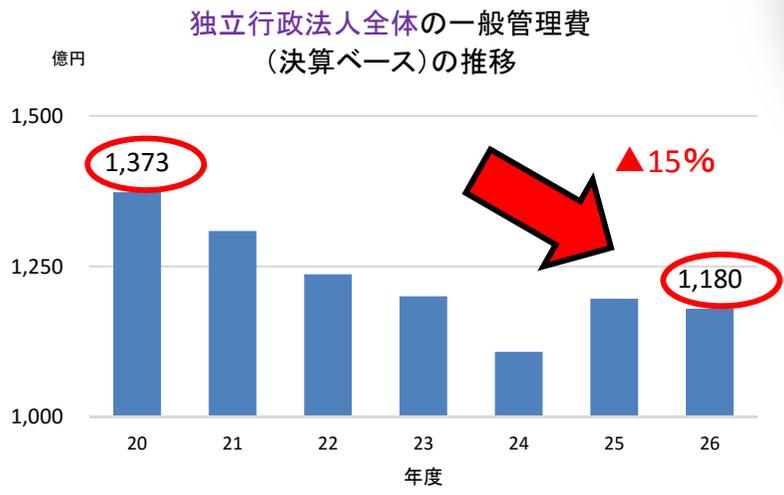
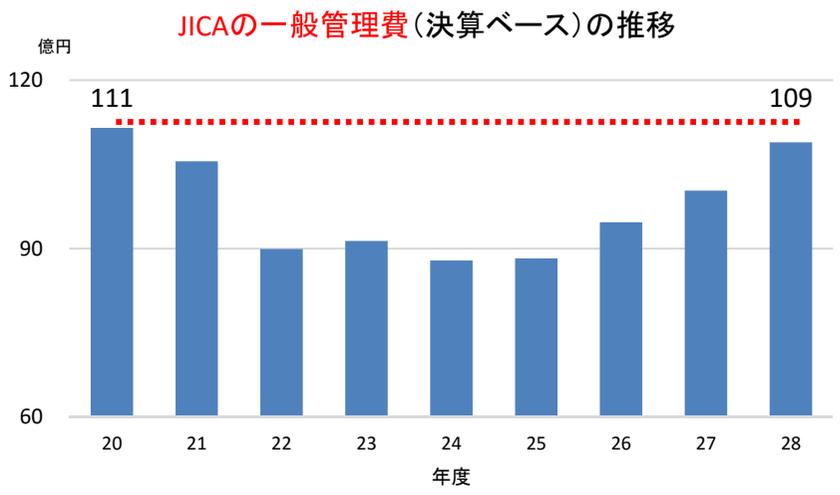
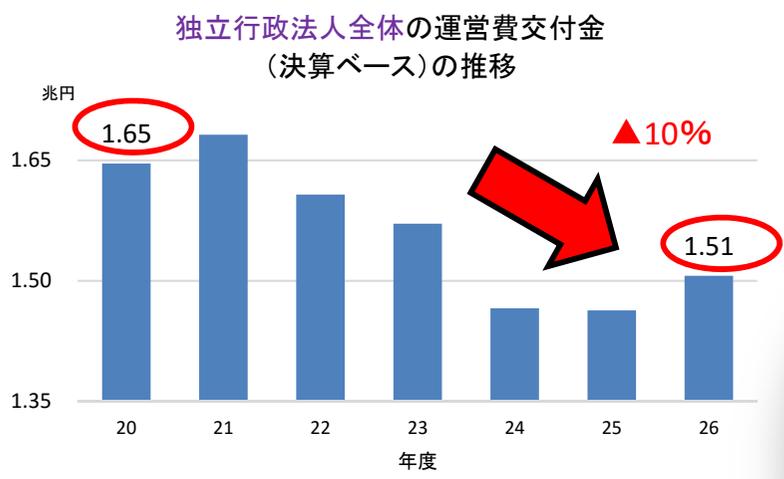
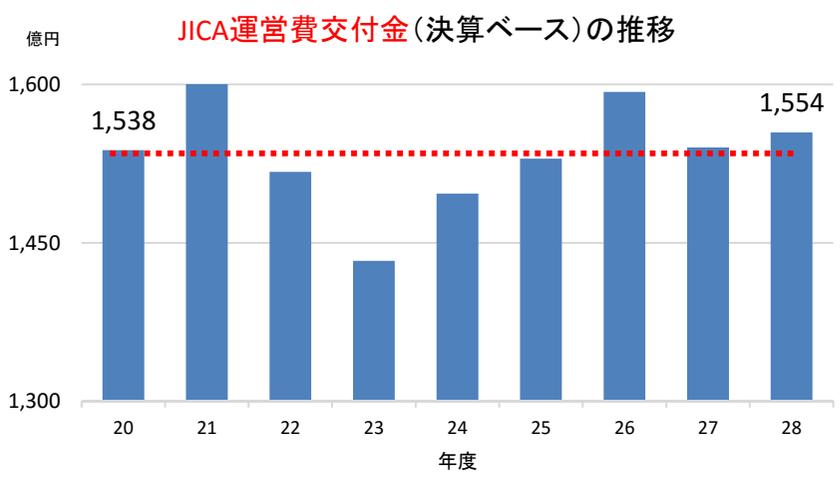
【円借款】「バゴー橋建設計画」(平成28年度)(供与限度額:310.51億円)  
ヤンゴン市とティラワ経済特区等のあるタンリン地区間を結ぶバゴー川に橋梁を建設するもの(タンリン橋の隣に新設)。

ASEAN連結性強化, 日本企業(サプライヤー/ユーザー)の進出促進

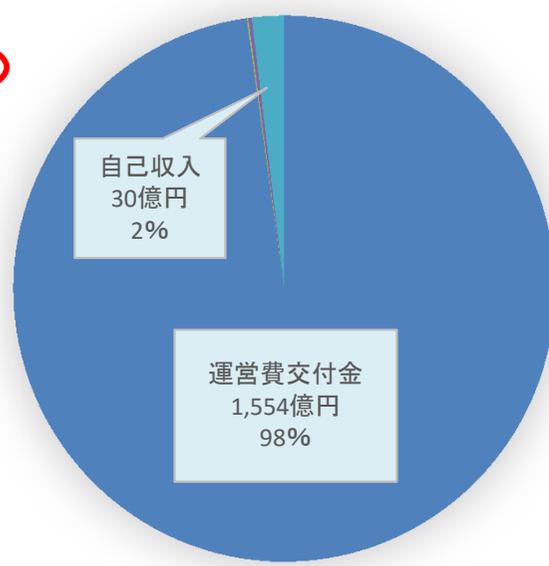


# JICAの収入構造

- JICAの運営費交付金は、H20年とほぼ同水準。他方で、独立行政法人全体の運営費交付金は、効率化努力により、H20年からH26年にかけて約10%減。独立行政法人は、毎年、一般管理経費の効率化を図ることとされているが、JICAの一般管理費は、H20年とほぼ同水準。他方で、独立行政法人全体の一般管理費は、効率化努力により、H20年からH26年にかけて約15%減少。
- JICAは、事業費も含めて、経費のほぼ全てを裁量性の高い予算である運営費交付金に依存。このため、事前の予算編成過程で、事業の有効性、個々の事業の必要額、他省庁との事業の重複等について厳密なチェックを受けていない。



JICA(一般勘定)の収入内訳(H28年決算)

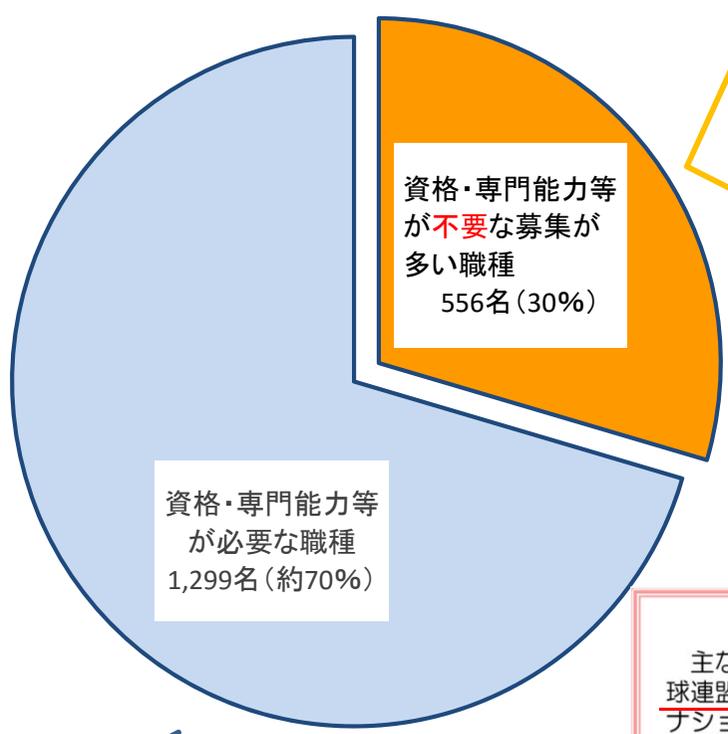


出典: JICA一般勘定決算報告書及び予算書  
総務省 独立行政法人評価年報

# 途上国への技術協力として実施されているボランティア活動の実態

- JICAは、途上国に対する技術協力(ODA)の一環として、運営費交付金の中から毎年約100億円の予算を使って、日本人をボランティアとして開発途上国に派遣。ボランティアは現地での生活費等に加えて、相当額の手当てが支給される。その一方で、派遣隊員の約3割は、資格等が不要で幅広い者が応募可能な職種となっており、途上国への貢献度が測りにくいものも多い。また、JICAは2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、途上国の経済・社会の発展に直接は寄与しないスポーツ分野の隊員を約3倍に増加させており、今後、さらに増加させていくこととしている。
- ボランティアの活動が途上国の経済・社会の発展に役立つよう、派遣者の選考方法や派遣分野等の見直しを検討すべき。

青年海外協力隊の派遣者数(H29.4)



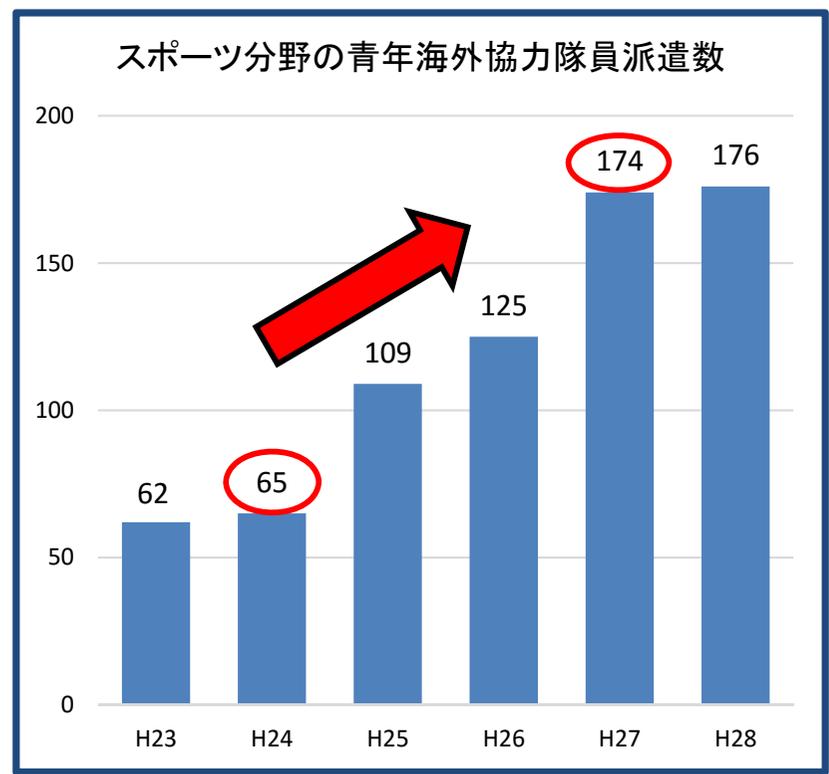
看護師、栄養士、電気工事士等

- 活動内容の例
- ・ 集落に住み、地域住民の生活様式を調査し、調査によって得られた情報を基に観光ビジネス案を村長に提案。
  - ・ 生涯学習支援団体で、フラワーアレンジメント、手芸、美術などを教える。
  - ・ 地方都市で、家庭ゴミの分別回収に関する住民啓発等を行う。
  - ・ 地域住民に日本語を教える。

**「野球」隊員とは？**

主な配属先は、野球・ソフトボール協会や野球連盟など。小中高の子供たちへの野球教室、ナショナルチームに対する技術指導、指導者人材の育成などの活動を行っています。

技術向上だけでなく、野球を通じた青少年育成、若者の非行・犯罪防止など、礼儀やマナーを尊重する日本式野球が地域社会の環境向上に貢献しています。



※ ボランティアには、現地での生活費等に加えて、200万円～1,200万円程度が帰国後の社会復帰費や現職派遣者の給与補てんとして支給される。

出典 JICAホームページ等を基に作成

# 技術協力として実施している研修事業(日本の大学への留学)の実態

- JICAは、途上国に対する技術協力(ODA)の一環として、開発途上国の国づくりの担い手を育成するため、運営費交付金の中から年間約44億円の予算を使って、日本の大学に留学生として受け入れ、学費等を支援。  
途上国からの留学生受け入れに関するODA事業は、文部科学省でも、約187億円の予算の中で実施(国費留学生)。JICAの事業の留学生は、文部科学省の事業の留学生と比べて応募倍率が低いにもかかわらず、一人当たりの予算額は2倍以上かかっている。外務省は、来年度予算で、こういった留学生受け入れ型の研修事業の増額を要求。
- 民間人を多く受け入れ研修生の数も多い最近のプログラムを中心に、JICAの事業と国費留学生の役割分担を整理するとともに、留学生の選考方法や事業内容の効率化を検討すべき。

現在JICAの研修メニューの中核を占めるアフリカを対象としたプログラム

文部科学省が実施している国費留学生の受入上位校(2016年)

(アフリカからも約600人受け入れ)

選考倍率  
約5.6倍

< 4倍

選考倍率(大使館推薦)  
約20倍

一人当たり年間予算額  
約500万円

2倍 >

一人当たり年間予算額  
約200万円

データ出典: JICA、JASSO、Times Higher Education

○ 任意拠出金は、分担金や義務的拠出金と異なり、我が国が有益と認め、支援すべきと判断した事業等に対し、自発的に支出するもの（平成29年度予算は、総計765億円でうち外務省分は327億円）。

これまでの建議では、任意拠出金について、評価の透明性・客観性の向上、真に重要な国際機関への支出の重点化を図るべきと提言。

○ 外務省は、H27年度から任意拠出金を評価し、評価に応じ概算要求に差をつける取組も行われている。しかしながら、評価結果は高評価のAとBに偏り、低評価のCはわずか、Dは0となっており、予算規模の大きい拠出金は特にA評価に偏っている。予算のメリハリをつける観点からは、まだまだ不十分な状況。予算配分の観点からも優先順位が明らかとなるよう、評価に第三者の視点を入れるなど、透明性・客観性の向上に更に努めるべき。特にA評価、B評価についてはその評価根拠をより具体的にし、日本の国益に資していることを分かりやすく説明する必要。

● 外務省が実施している評価の基準

①国際機関等の専門分野における活動の成果・影響力、②国際機関等の組織・財政マネジメント、③日本の外交課題遂行における国際機関等の有用性、④国際機関等における日本人職員・ポストの状況等、⑤日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保

A: 期待する成果を超える実績をあげている

B: 期待する成果を着実にあげている

C: 期待する成果はあげているが、一部改善が必要な部分がある

D: 期待する成果に対する実績が不十分

評価区分毎の概算要求額の増減率  
(対前年度当初予算比)

	28年度要求	29年度要求	30年度要求
A	31.7%	37.9%	10.3%
B	0.1%	13.3%	4.2%
C	▲10.7%	0.0%	▲3.6%
D	—	—	—
合計	7.2%	19.7%	5.4%

外務省による概算要求時点の任意拠出金の評価の状況  
事業数(金額)

	28年度要求	29年度要求	30年度要求
A	22 (220.8億円)	22 (253.9億円)	23 (236.6億円)
B	39 (47.6億円)	47 (123.3億円)	49 (97.0億円)
C	12 (2.9億円)	5 (0.7億円)	4 (0.6億円)
D	0 (—)	0 (—)	0 (—)
合計	73 (271.2億円)	74 (377.8億円)	76 (334.2億円)

## 拠出先の国際機関等における繰越しの状況

- 平成26年に会計検査院は、任意拠出金の拠出先で拠出金が使われずに次年度に多額の繰越額が発生しているケースがあるとして、支出額や繰越額を適時適切に把握し、これに応じて拠出する必要があると指摘。
- 今回、7省庁の任意拠出金の状況をヒアリングしたところ、約半数の事業で1年間の支出額の50%以上の金額を次年度に繰り越していることが判明。また、約1/4の事業では、年間支出額の2倍以上も金額を繰り越している。  
緊急時対応に備えた繰越しなど合理的な理由がある場合を除き、このような拠出先に、さらに拠出金を積み上げるのは適当ではないことから、実態を精査し、拠出金の削減・停止を求めていく必要。

各府省庁が所管する政府開発援助（国際機関等への拠出・出資）の実施状況についての報告書  
（平成26年10月会計検査院）

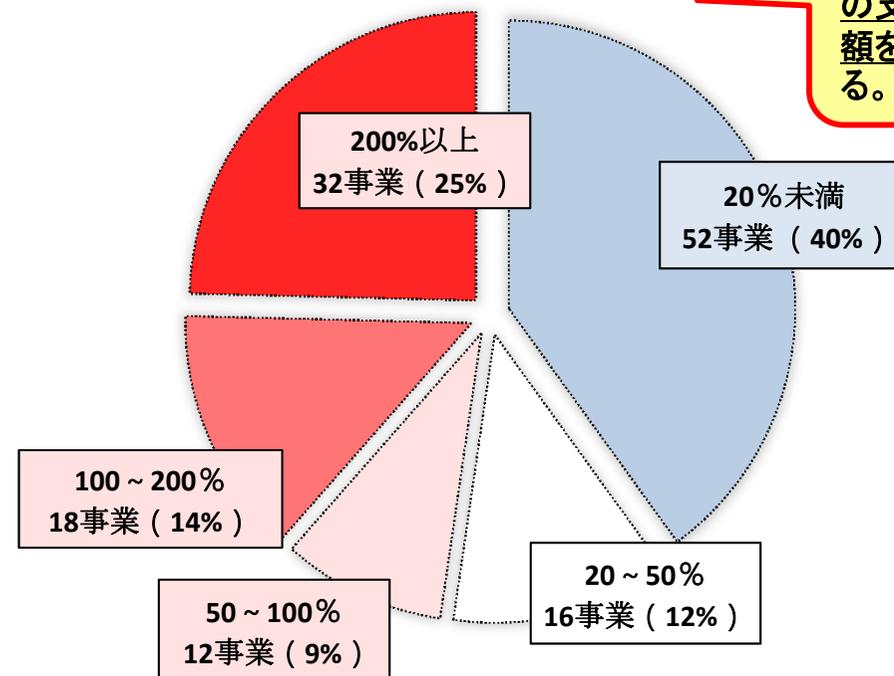
### 3 (2) イ 拠出金等の繰越等の状況

・・・直近に提出された会計報告をみたところ、298事業のうち195事業において繰越額が生じていた。

そして、この195事業について直近の会計期間終了時点での当該年度の支出額に対する繰越額の倍率をみたところ、126事業は2.0未満である一方、全体の35%を占める69事業は2.0を超えるか又は繰越額があるのに支出額がないかのいずれかとなっている。  
（中略）

所管府省庁は、任意拠出金の拠出に当たり、緊急支援等を行うなどの場合に備えて必要な額を保有しておく任意拠出金には留意しつつ、特に支出額に対する繰越額の倍率が継続的に大きくなっている拠出金等について、拠出金等の支出額や繰越額等を適時適切に把握し、これに応じて拠出等する必要があると認められる。

### 任意拠出金(130事業)の繰越割合の状況



約1/4の事業で、1年間の支出額の2倍以上の金額を次年度に繰り越している。

繰越割合 = 次年度への繰越額 / 当年度の支出額

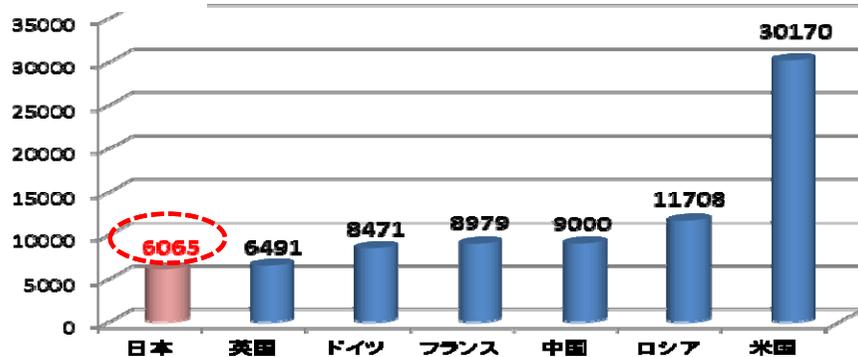
出典：外務省、財務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、金融庁ヒアリングより、作成

○ 外務省は、主要国に比べて外務省の職員が少ないと主張しているが、そもそも我が国は、諸外国よりも少ない公務員数で行政需要に応える簡素で効率的な政府を実現。外交官の数が外交力につながるという外務省の主張は、簡素で効率的な政府を掲げる我が国の行政運営の基本方針との整合性を問われるべき。

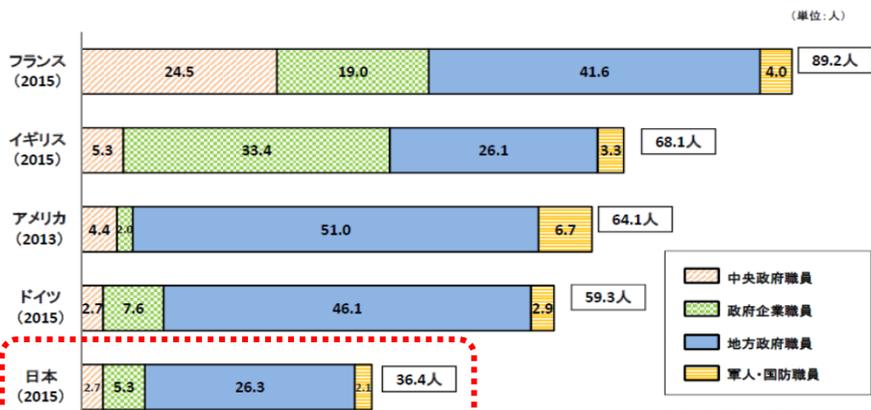
○ また、外務省は、主要国に比べて我が国の在外公館数は少ないと主張しているが、米国・欧州は地域限定の国際機関に多く加盟。また、業務量が多くない国際機関の政府代表部は現地の大 sứ館等で対応することが十分可能。近年、在外公館を新設してきた結果、国際機関の政府代表部を除いた在外公館数で見ると、我が国は既に英国を上回り、ドイツと同数。

## 主要国外務省との職員数比較

外務省の主張

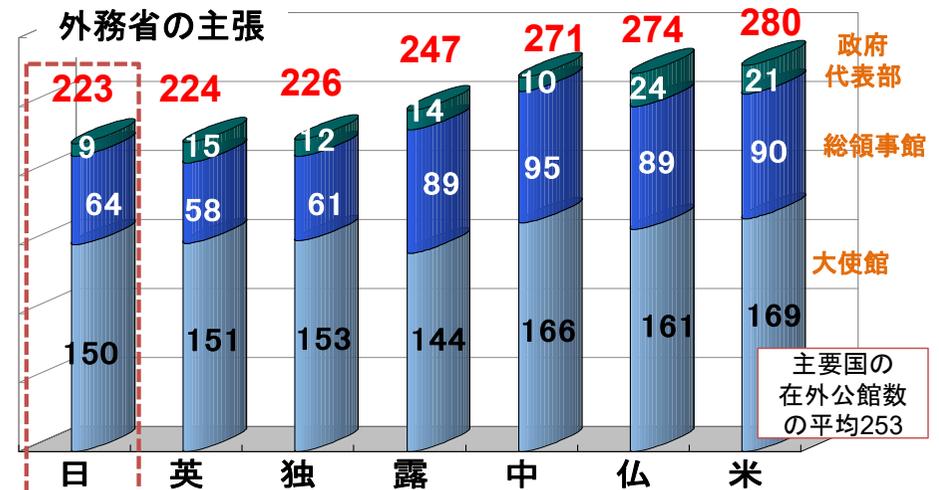


人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較（未定稿）



(出典：内閣人事局ホームページ)

## 主要国(P5+独)との在外公館数の比較



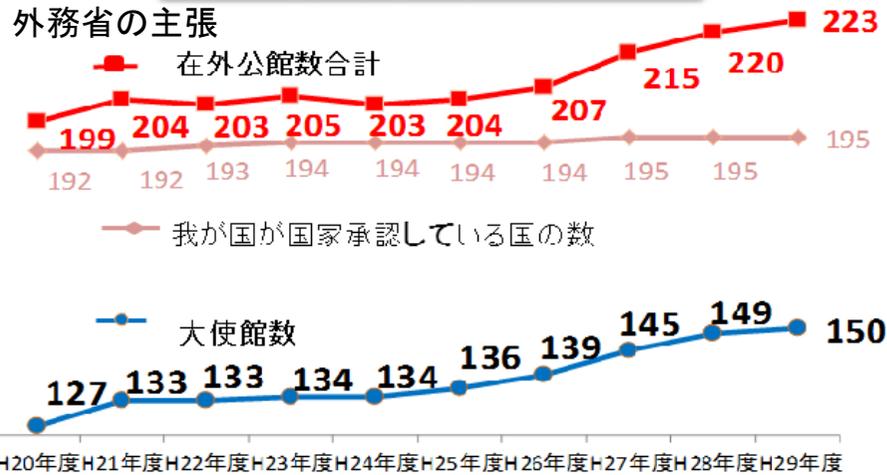
欧州・米国は、地域限定の国際機関に加盟。(例えば、英国の場合、NATO、欧州安全保障協力機構(OSCE)、欧州評議会)

## 政府代表部を除いた在外公館数の比較

日	英	独	露	中	仏	米
214	209	214	233	261	250	259

- 外務省は、我が国が国家承認しているが日本の大使館が現地にはない国が45あるとして、大使館増設を要求。他方で、この45カ国の日本との人的・経済的結びつきは弱く、新設のニーズ及びその効果がどこまで見込まれるのかについて、大いに議論の余地がある。
- 大使館を増設すれば、毎年のランニングコストとして1館当たり3億円程度かかり、新設公館に必要な人員は既存公館からの振替えにより確保するのが一般的。大使館新設により既存公館の経費や人員は逆に手薄となるおそれが高い。

## 在外公館数の推移



## 経費面

- 在外公館を新設すれば、現地スタッフの給与等の恒常的経費として、毎年、大使館で約3億円、総領事館で約1.5億円かかる。また、新設公館に必要な人員は、主に既存公館からの振替えにより確保。

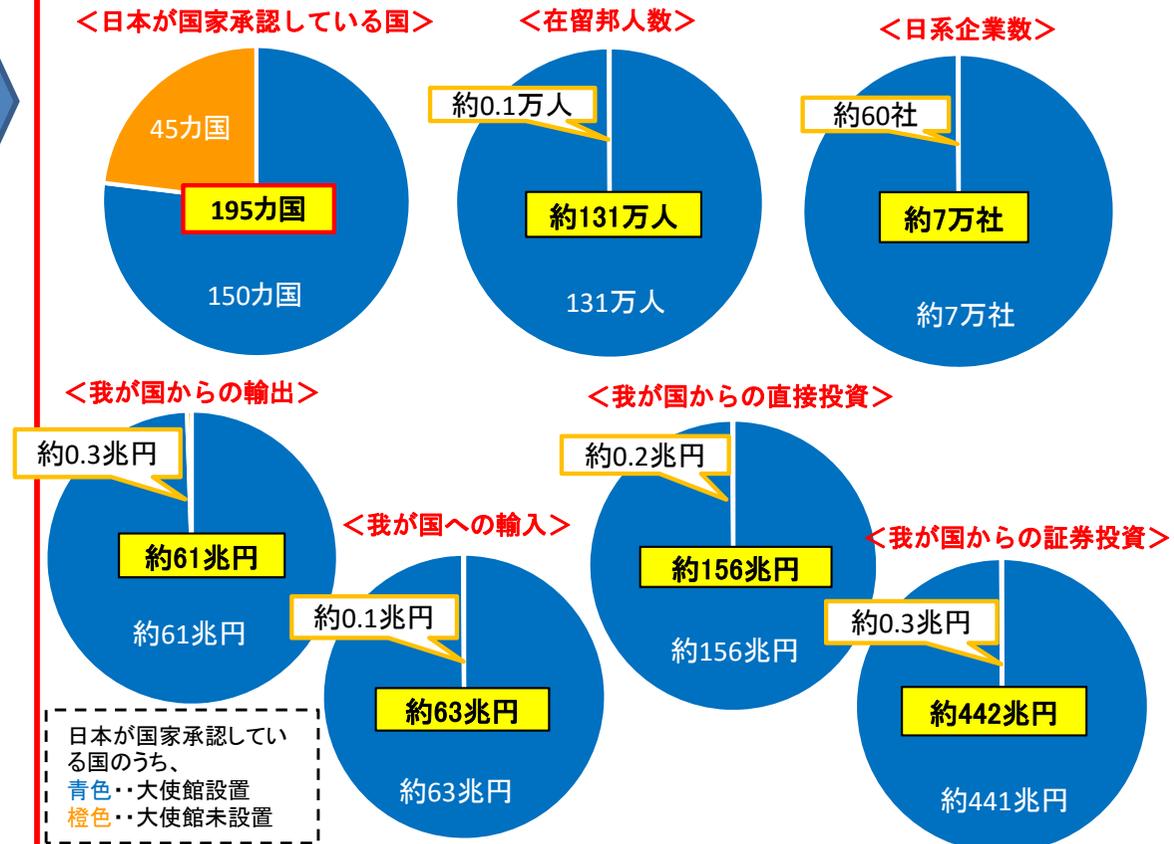
### ◆29年度新設公館 (千円)

公館名	平年度化額
在キプロス大	287,036
AU代表部	84,672
在レシフェ総	139,026
合計	510,734

・ 外務省は、左記3公館の定員17名のうち、15名は既存公館からの振り替えにより確保。

## 効果面

- 日本が国家承認している国195カ国のうち、大使館が設置されていない45カ国と日本との人的・経済的結びつきは弱い。



(出典：海外在留邦人数調査統計(H28.10.1現在)、財務省貿易統計(2016年)、財務省ホームページ(直接投資・証券投資等残高(2016年末))

「中期防衛力整備計画」（抄）  
（平成25年12月17日閣議決定）

Ⅵ 所要経費

- 1 この計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、平成25年度価格でおおむね2兆4兆6,700億円程度を目途とする。
- 2 本計画期間中、国の他の諸施策との調和を図りつつ、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、おおむね7,000億円程度の実質的な財源の確保を図り、本計画の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね2兆3兆9,700億円程度の枠内とする。

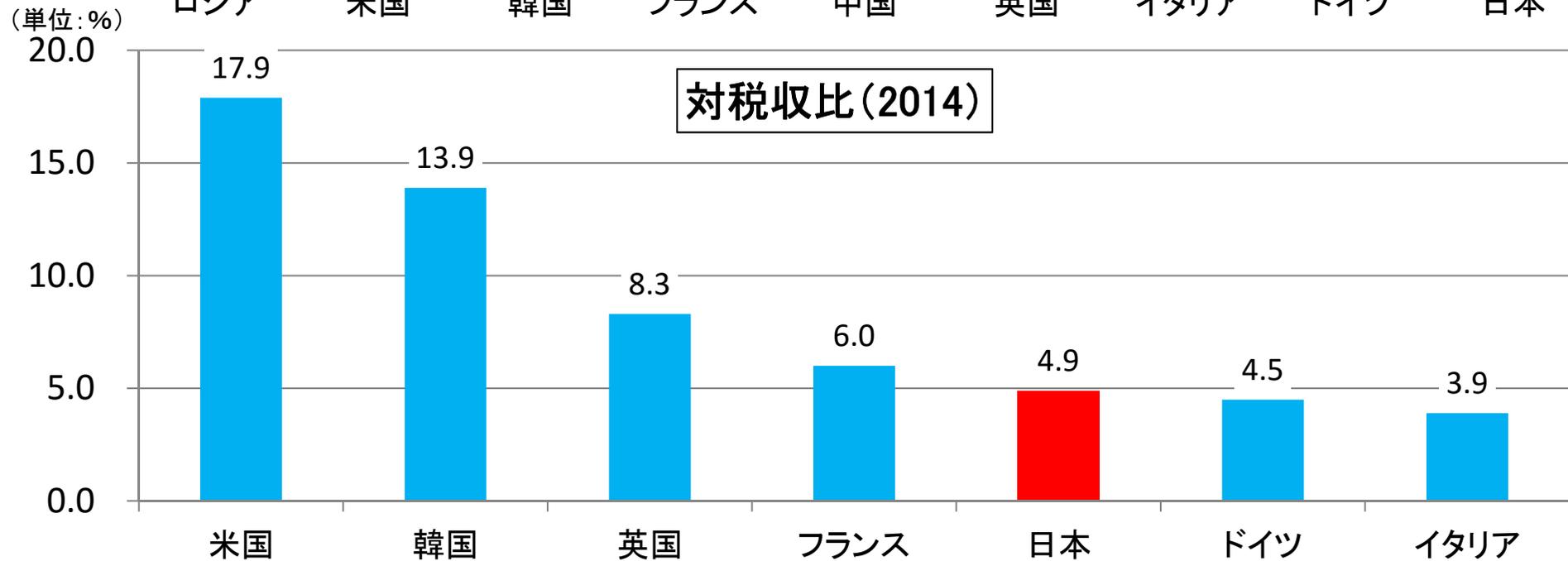
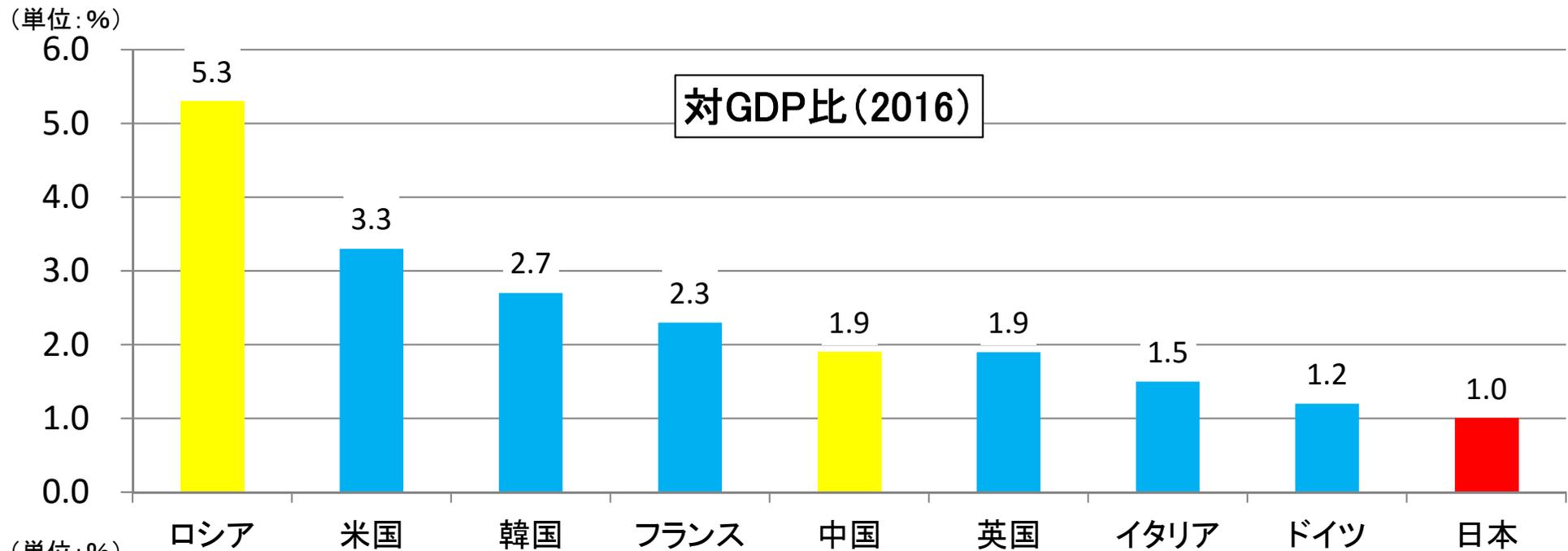
「経済・財政再生計画」（抄）  
（平成27年6月30日閣議決定）

- 国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。

※ 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度（平成30年度）まで継続させていくこととする。

- 防衛力の整備については、「中期防衛力整備計画」に基づき、効率的に整備する。その際、ライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等の調達改革を進め、費用対効果の向上を図る。

# 主要国国防費の比較

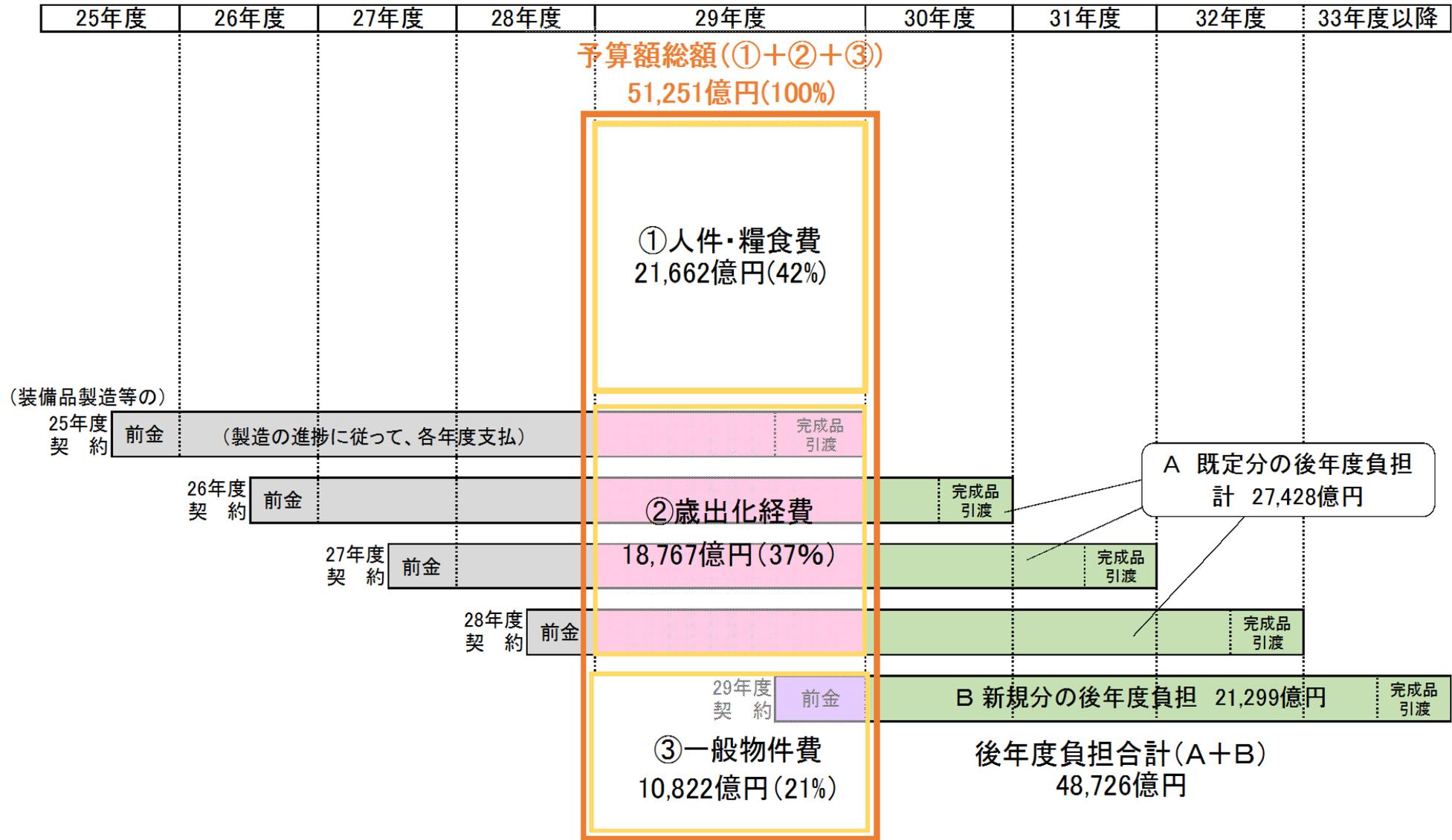


(出典) 対GDP比は、ストックホルム国際平和研究所 (SIPRI) から取得。

対税収比は、OECD加盟国の税収(国・地方合計)はOECD「Revenue Statistics」から取得、国防費はOECD「National Accounts」から取得。

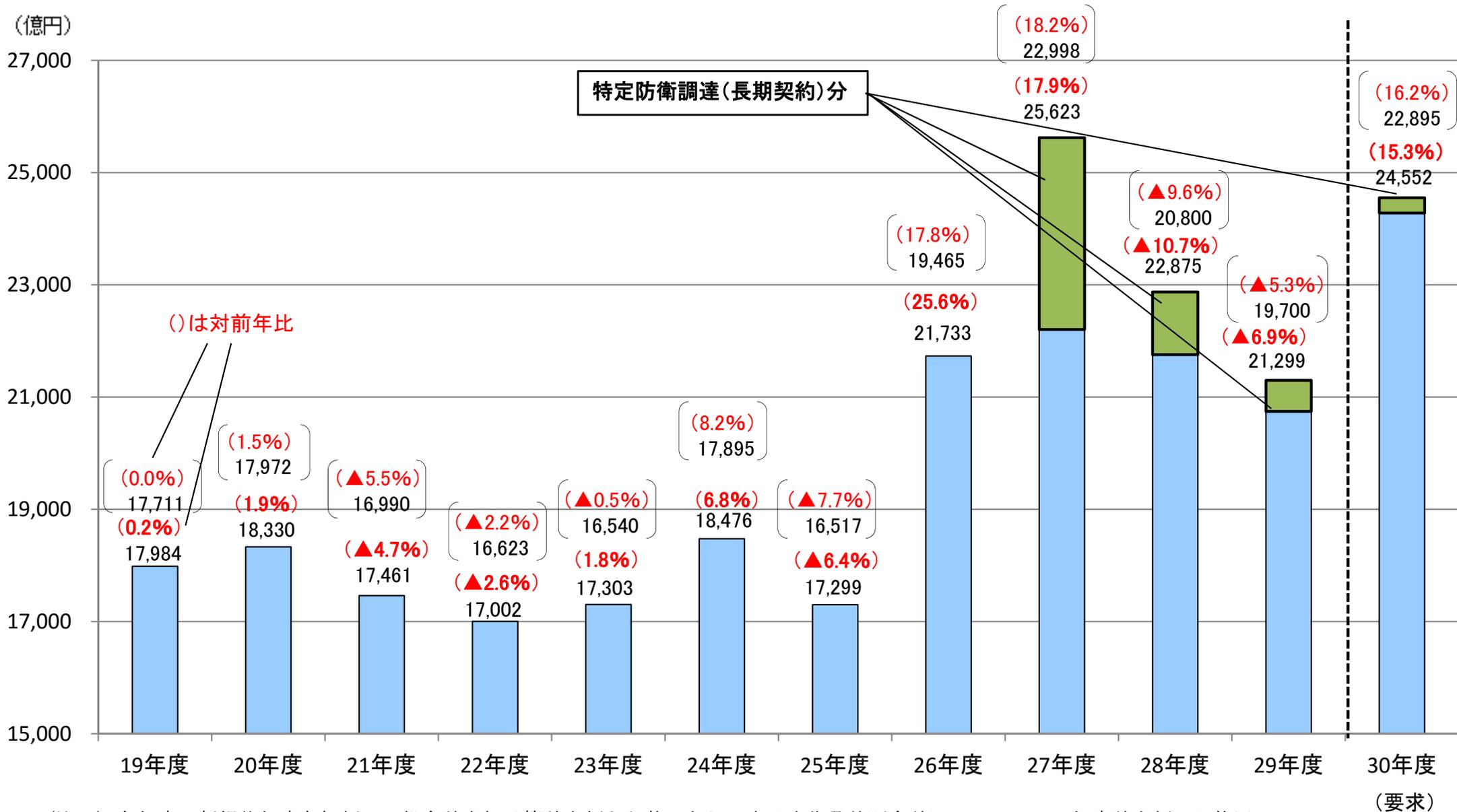
(注) 対税収比については、中国、ロシアがOECD加盟国ではないため、同条件の対比ができず、記載していない。

# 防衛関係費の構造



- ①人件・糧食費： 隊員の給与、退職金、営内での食事など
- ②歳出化経費： 前年度以前の契約に基づき、当年度に支払われる経費（戦車、護衛艦、戦闘機など）
- ③一般物件費： 装備品の修理・油購入等の活動費、基地周辺対策費、在日米軍駐留経費負担など

# 新規後年度負担額の推移



(注1) 各年度の新規後年度負担額は一般会計当初予算計上額を記載。なお、東日本復興特別会計については、24年度計上額は59億円、25年度計上額は376億円、26年度計上額は80億円。

(注2) [ ] についてはSACO・米軍再編等を除く。

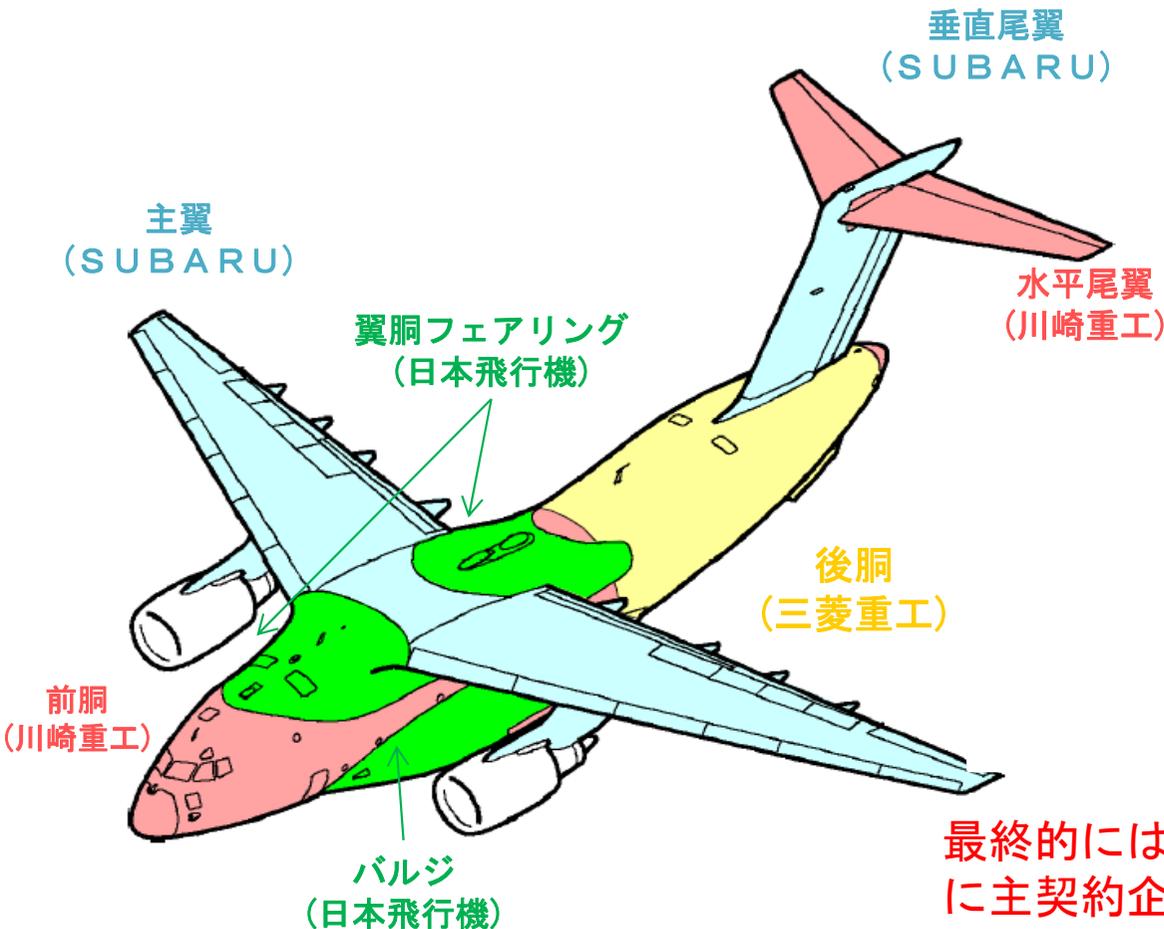
(注3) 特定防衛調達分は、27年度分は固定翼哨戒機P-1、28年度分は哨戒ヘリコプター(SH-60K)等、29年度分は輸送ヘリコプター(CH-47JA)等、30年度分はF110エンジン(戦闘機F-2)用維持部品のPBLを含む。

施策の例	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (要求ベース)
長期契約を活用した装備品等 及び役務の調達	—	417億円	148億円	110億円	50億円
維持・整備方法の見直し (ロジスティクスの改革)	81億円	336億円	432億円	540億円	686億円
民生品の使用・仕様の見直し	250億円	423億円	455億円	582億円	169億円
装備品のまとめ買い	331億円	350億円	465億円	467億円	378億円
原価の精査等	—	—	—	345億円	—
<b>単年度計</b>	<b>660億円</b>	<b>1,530億円</b>	<b>1,500億円</b>	<b>2,040億円</b>	<b>1,280億円</b>
<b>累計</b>	<b>660億円</b>	<b>2,190億円</b>	<b>3,690億円</b>	<b>5,730億円</b>	<b>7,010億円</b>

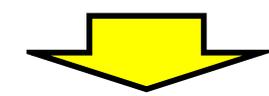
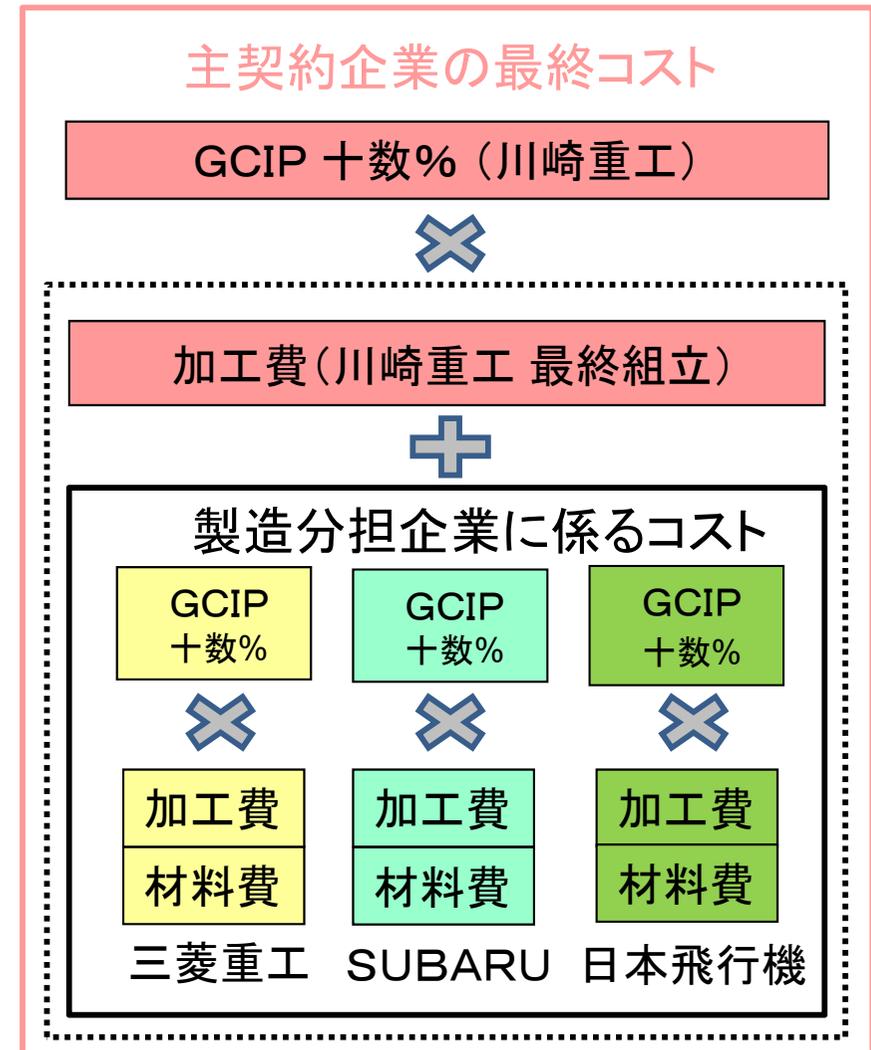
(注) 長期契約とは、財政法上5箇年度が上限である国庫債務負担行為について、「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法」(平成27年4月成立)により、5箇年度を超える長期契約が可能となったことで、自衛隊の装備品等の調達及び整備をより安定的かつ効率的に実施できるもの。

（例） C-2 輸送機の製造分担図

区分	企業名	製造部位	凡例
主契約	川崎重工	前胴、水平尾翼、最終組立	<span style="background-color: #FFC0CB; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>
機体製造協力会社	三菱重工	後胴	<span style="background-color: #FFFF00; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>
	SUBARU	主翼、垂直尾翼	<span style="background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>
	日本飛行機	翼胴フェアリング、バルジ	<span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>



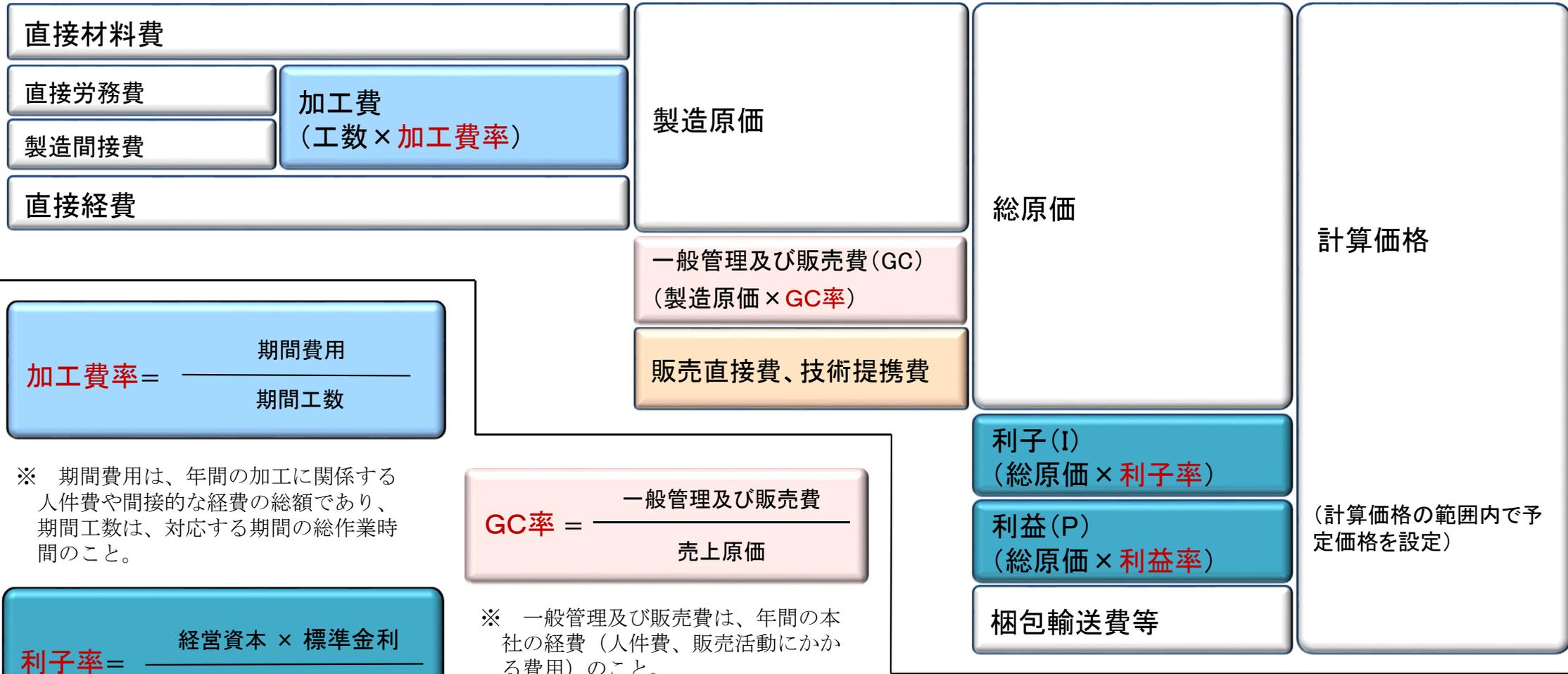
価格内訳（イメージ）



最終的には、製造分担企業のコスト・GCIPも含めた総原価に主契約企業のGCIPを乗じるため、高コスト構造に

# (参考) 原価計算方式の計算構成について

➤ 原価計算方式は、市場価格がない場合に(原則は市場価格方式)、構成要素ごとに積み上げた製造原価に利益等を付加して計算価格を算出する方式のこと。



※ 期間費用は、年間の加工に関する人件費や間接的な経費の総額であり、期間工数は、対応する期間の総作業時間のこと。

※ 一般管理及び販売費は、年間の本社の経費（人件費、販売活動にかかる費用）のこと。

※ 経営資本は、総資産のうち経営目的に直接関係するもの。  
標準金利は、統計資料による短期、長期、社債等に係る金利を平均したもの（製造業企業の標準的な資金調達手段などを考慮）。

※ 標準利益率は、統計資料により製造業企業が得られる利益を平均したもの。  
事業特性調整係数は、装備品製造のために大型の設備保有が必要な場合、資産が膨らみ資本回転率が悪くなる傾向がある。そのため、防衛産業の特性を利益率に反映。  
契約履行難易度調整係数は、契約履行上の難易度を考慮するもの。

## ○ FMS調達の概要

FMS (Foreign Military Sales) は、米国政府が武器輸出管理法に基づき、武器輸出適格国に対し、装備品等及び役務を有償で提供するもの。

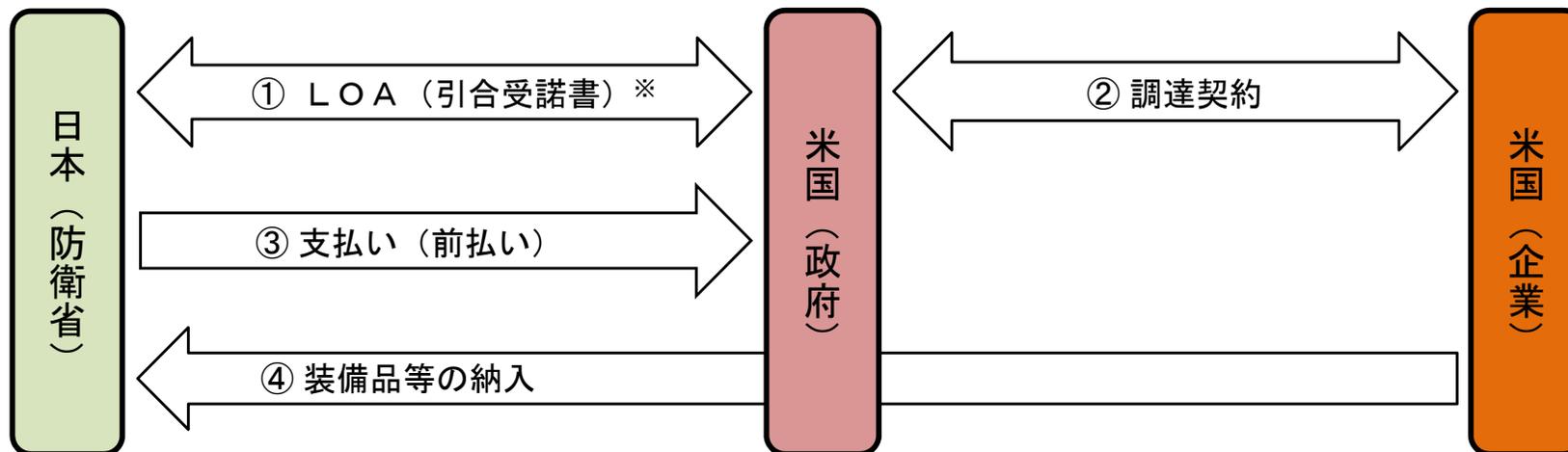
## ○ FMS調達の特性

FMSは、米国の対外援助の一部として米国政府がその条件を定め、購入国はこの条件を受諾することによりはじめて必要な援助を受けられるもの。

このため、契約自由の原則に基づく一般の国内契約とは異なり、主に次のような特性を有する。

- ① 価格は米国政府の見積り
- ② 納期は出荷予定時期であり目標
- ③ 支払いは前払いが原則 (納入／給付終了後、米側が精算し過不足を調整)

## ○ FMS調達の手続き



※ LOA (Letter of Offer and Acceptance) : FMSの下での取引ごとに防衛省と米国政府との間で署名される文書

- FMSによる調達の場合、米国政府との調整・折衝により、単価内訳の透明化及びコスト低減の取組みを強化する必要がある。
- 特に、F-35Aの調達については、国内企業が製造に参画していることにより価格上昇が発生しており、今後の調達を検討する際には、国内企業参画のあり方を検討すべき。

## 調達の経緯

- F-35Aは平成24年度に米国との有償軍事援助（FMS）で4機を調達。平成25年度以降、**国内企業が下請けとして部品製造及び機体組立を行うことを予定**。

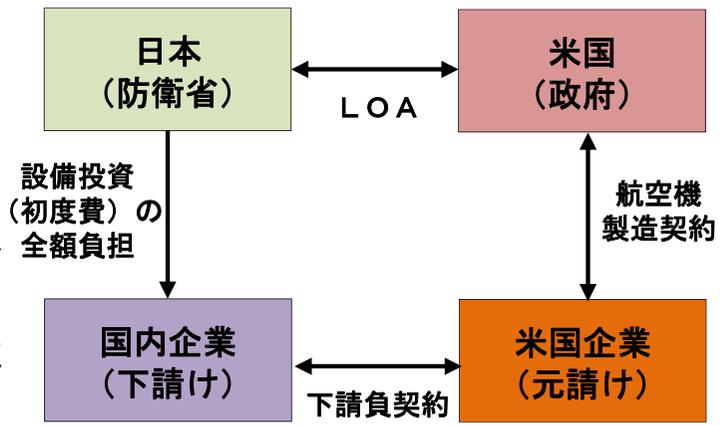
## 日米のF-35Aの機体単価比較

- 平成29年2月の米国防総省とロッキード・マーチン社の発表では、米国調達分を含む最新の機体単価は、**9,460万ドル（約107億円）（a）**となる旨が示された。
- 一方、日本調達分については、国内企業が製造に参画していることにより、国内企業維持費等が加算され、**機体単価は約147億円（平成29年度予算）**。**米国調達分とは一機あたり40億円の差（b）**。
- 上記とは別に、**国内企業参画に係る初度費**として、これまでに**合計1,467億円**を予算措置（38機の調達を予定）。一機あたりでは**39億円のコスト増（c）**。

## 会計検査院による指摘（平成29年9月）

- 平成24年度にFMSで調達したF-35Aについては、**価格上昇要因を定量的に把握できていないこと、納品完了後の余剰金の返済について詳細が定められていないこと**から、米国政府との調整が求められている。
- 平成25年度に調達した2機については、**国内企業の製造部品が搭載されていなかった**ことが判明（平成26年度に調達した4機も同様の可能性）。

< FMS 調達と国内企業参画のイメージ >



< F-35Aの機体単価（日米比較） >  
計186億円 (+79億円)

